

令和 8 年度第 2 回市町等教育長会議資料

目次

【説明項目】

1	三重県カスタマーハラスメント防止条例（案）について	1
2	令和 8 年度「三重の教育談義」の開催について	8
3	次期「県立高等学校活性化計画（仮称）」の策定について	10
4	教職員の人材確保について	16
5	服務規律確保の徹底について	21
6	次期学習指導要領について	24
7	英語教育について	30
8	県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）について	34
9	ネクストハイスクール構想に基づく取組について	36
10	新しいタイプの全日制高校「みえ版フレキシブル高校」について	39
11	高等学校 DX 加速化推進事業（DX ハイスクール）の取組について	41
12	県立高等学校の学科・コースについて	44
13	部活動の地域展開等について	49
14	令和 9 年度以降の法定・悉皆研修について	53

【配布項目】

15	令和 9 年度三重県高等学校募集定員総数の策定について	59
16	子どもの自死予防のための動画教材の活用について	65
17	学校教育活動等における熱中症事故の防止について	67
18	部活動における事故防止について	77
19	三重県ライフジャケットレンタルステーションについて	78
20	特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について	79

1 三重県カスタマーハラスメント防止条例（案）について

現在、県ではカスタマーハラスメント防止条例の制定に向けた準備が進められています。

1 これまでの経過

令和6年8月19日	第1回三重県カスタマーハラスメント防止対策検討懇話会（論点整理等）
11月5日	第2回三重県カスタマーハラスメント防止対策検討懇話会（対策の方向性の検討）
令和7年2月7日	第3回三重県カスタマーハラスメント防止対策検討懇話会（対策の方向性のとりまとめ）
令和8年3～4月	パブリックコメント
6月1日	津地方検察庁との協議完了

2 条例案の概要

刑法等の既存法令で対応できない悪質なカスタマーハラスメント行為を「特定カスハラ」と整理し、罰則が設けられます。

また、特定カスハラが発生から罰則の適用までの手続きが示されました。（別添「資料1」参照）

3 今後のスケジュール

令和8年9月	三重県議会へ条例案提出
令和9年4月1日	条例施行予定

4 教育委員会の取組

学校現場においても、子どもたちが安心して学べる教育環境づくりに向けて取組を進めていく必要があります。

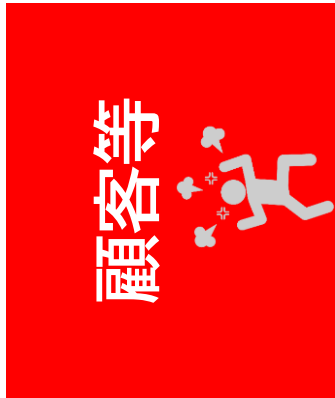
県教育委員会では、啓発ポスターの作成や県立学校への通話録音機能の導入などカスタマーハラスメントの防止に向けた取り組みを進めてきたところです。

今後、カスタマーハラスメント防止条例の施行に向けて、市町等教育委員会と連携しながら準備を進めさせていただきます。

また、カスタマーハラスメント対策も含めて、改正労働施策総合推進法の施行に伴い事業主が雇用管理上講ずべき措置については、令和8年10月1日から実施する必要があります（令和8年4月8日付け文部科学省通知）。今後、その内容についても、併せて情報提供させていただきます。

カスタマーハラスメントを許さない環境づくりに、ともに取り組んでいただきますよう、よろしくお願いします。

「カスタハラ行為」について



「著しい迷惑行為」によって、
従業員の「就業環境を害する」もの

A black silhouette of a staff member hitting a customer with their hand. The customer is shown with a lightning bolt symbol above their head, indicating pain or shock.

従業員のミスに対し、
繰り返し謝罪の要求

従業員に付きまとい、
卑わいな言葉を浴びせる

A black silhouette of a customer hitting a staff member with their hand. The staff member is shown with a lightning bolt symbol above their head, indicating pain or shock.

身体的、精神的
苦痛を感じる

休職・離職が発生

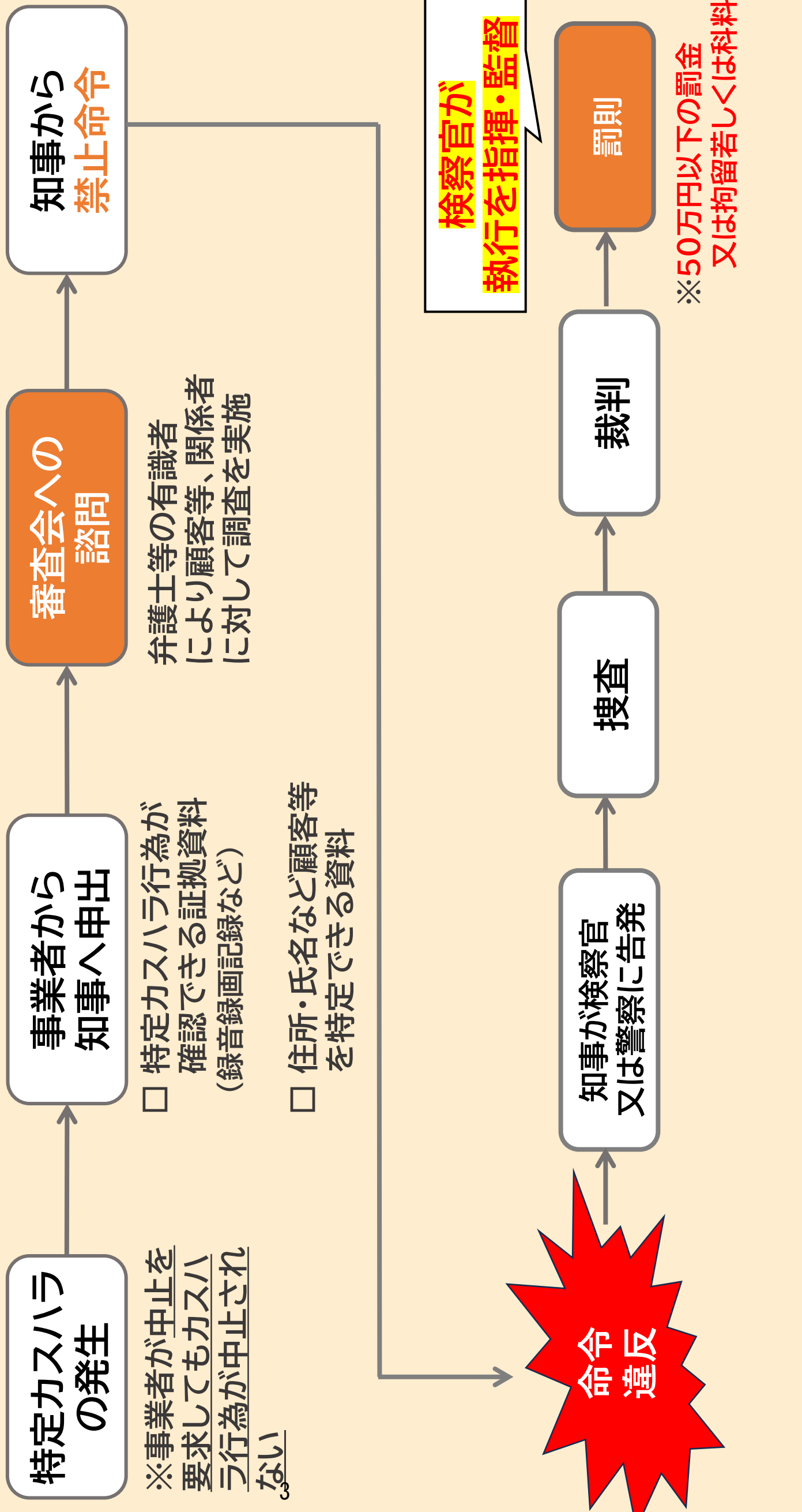
害悪の告知（「殴るぞ」等、危害を加えることを告げ脅迫）が
ない場合、刑法の「強要罪」（第223条）に該当しない

公共の場所又は乗物での行為でない場合、
「県迷惑行為防止条例違反」に該当しない

刑法等の既存法令で対応できない
悪質なカスタハラ行為

これらの行為を「特定カスタハラ」と整理し、
防止するための手段として、条例に「**罰則**」を規定

【罰則の適用イメージ】



顧客等の権利への配慮

罰則規定の導入、県民（顧客等）が委縮してしまうリスクはないか

1 顧客等による正当な主張や意見を妨げる趣旨ではない

⁴2 条例案では、カスハラを禁止するだけでなく、

- ▶ 「顧客等と事業者が対等な立場で尊重し合う」こと（第3条）
- ▶ 「顧客等からの要望の申出や権利行使等が不当に妨げられないよう留意する」こと（第5条）

を明記し、顧客等の権利に配慮

	議会日程	主な予定
R8	6月 ・6/18 委員会	・6/8 推進会議(最終案) ・ 常任委員会(最終案)
	7月	
	8月	下旬 有識者会議(推進計画骨子案)
	9月	・ 9/14 条例案提出
	10月 ・10/7 委員会	・ 常任委員会(条例案、推進計画骨子案)
R9	12月 ・12/11 委員会	・ 常任委員会(推進計画中間案)
	3月 ・中旬 委員会	・ 常任委員会(推進計画最終案)
	4月	・ 条例施行

第1章 総則

目的 (1条)	手段	○ 基本理念を規定 ○ 県、顧客等、事業者、事業者団体及び就業者の責務を規定 ○ カスハラ防止に関する施策の基本的な事項を規定 ○ 就業者の就業環境を害するとともに事業者の事業活動の自由を害する著しい迷惑行為を禁止
	目的	就業者の尊厳の保持並びに安全及び健康の確保並びに 事業者の安定した事業活動の促進
	大目的	県民生活の向上及び地域経済の健全な発展の実現に寄与
定義 (2条)	事業者	県内で事業を行う個人事業者、法人その他団体
	就業者	① 事業者に使用される者で賃金を支払われる者 ② 事業者の役員又は代表者 ③ 事業に従事する同居の親族（①、②を除く）
	顧客等	① 事業者から商品又は役務の提供を受ける者（可能性がある者） ② 親族、同居人その他の顧客と密接な関係を有する者 ③ 事業者の事業遂行に関係を有する者
	事業者団体	二以上の事業者の結合体又はその連合体
基本 理念 (3条)	カスハラ	顧客等による就業者に対する行為のうち、申出の内容又は行為の手段若しくは態様が社会通念上相当な範囲を超えて行われる著しい迷惑行為 であって、就業者の就業環境を害するもの
		○ カスハラは就業者の尊厳を侵害し、心身に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業活動に支障を生じさせるおそれがあることに鑑み、各主体による主体的かつ積極的な取組の推進により、社会全体で防止を図る
		○ 顧客等及び就業者が対等の立場において相互に尊重する
		○ 何人も、カスタマーハラスメントを行ってはならない
禁止 (4条)		○ 顧客等からの要望の申出や権利行使等が不当に妨げられることのないよう十分に留意
県の 責務 (6条)		○ カスハラ防止に関する情報の提供、啓発及び教育、相談及び助言その他必要な施策を実施 ○ 国、市町、事業者団体その他の関係機関と連携協力
顧客等 の責務 (7条)		○ カスハラに係る問題に対する関心・理解を深め、言動に必要な注意を払う ○ 県が実施するカスハラ防止施策への協力
事業者 の責務 (8条)		○ 関心・理解を深め、主体的かつ積極的にカスハラ防止対策を実施 ○ 就業者が顧客等として関係先にカスハラを行わないよう必要な措置 ○ 県が実施するカスハラ防止施策への協力
事業者団体 の責務 (9条)		○ 関心・理解を深め、構成員である事業者が講ずるカスハラ防止対策に必要となる助言、協力その他の支援 ○ 県が実施するカスハラ防止施策への協力
就業者 の責務 (10条)		○ 関心・理解を深め、カスハラ防止に資する行動 ○ 事業者が実施するカスハラ防止対策に協力 ○ 県が実施するカスハラ防止施策への協力

第2章 カスハラ防止施策の推進

指針の 作成 (11条)	○カスハラ防止施策を推進するため、カスハラ防止に関する指針を策定 1) カスハラの内容 2) 各主体の責務 3) カスハラ防止のための県の施策 4) カスハラ防止のための事業者の取組
施策の 推進 (12条)	○ 指針に基づきカスハラ防止施策を実施 1) 県の支援事業等に関する情報の提供 2) カスハラ防止に関する啓発及び教育 3) 消費生活に関する相談及び助言 4) 就業環境に関する相談及び助言 ○カスハラ防止施策を効果的に推進するため、計画を策定し、公表
財政上 の措置 (13条)	○カスハラ防止施策を推進するため、必要な財政上の措置を実施
事業者 の措置 (14条)	○事業者は、指針に基づき、基本方針の策定及び公表、必要な体制の整備、手引の作成その他の措置を講ずる ○就業者がカスハラを受けた場合、就業者の安全と健康を確保し、顧客等に対して中止の要求その他の必要な措置を講ずる

第3章 特定カスタマーハラスメント

申出 (15条)	○事業者は、次の特定カスハラを行う顧客等に対し中止措置を講じても中止されない場合には、知事にその旨申し出て、適切な措置を講ずるよう求めることができる 1 正当な理由なく、長時間にわたって、又は反復して次のいずれかの行為を行うこと ① 金銭、物品その他の利益の供与の要求 ② 謝罪又は面会を行うよう要求 ③ 事業者等が拒否したにもかかわらず、業務上著しく対応困難な要求（①、②を除く） 2 正当な理由なく、大声を発し、又は虚偽の事実を申し立てるなど就業者に著しく不安をいだかせるような方法で、1の①～③のいずれかの行為を行うこと 3 正当な理由なく、長時間にわたって、又は反復して次のいずれかの行為を行うこと ① 卑わいな言動 ② つきまとい 4 正当な理由なく、就業者を著しく羞恥させ、又は就業者に不安を覚えさせるような方法で、3の①又は②のいずれかの行為を行うこと
禁止命令 (16条)	○知事は、前条の規定による申出を受けたときは、特定カスハラを行った顧客等に対し、特定カスハラを行わないよう命ずることができる ○知事は、命令をしようとするときはカスハラ防止対策審査会に意見を聴取しなければならない ○知事は、命令をしたときは、その内容（カスハラ防止を図るため一般に周知させる必要があると認められるものに限る。）を公表することができる ○命令の効力は、命令日から起算して1年以内とする
照会 (17条)	○知事は、条例に基づく施策を実施するに当たり、官庁若しくは公署又は公私の団体に照会し、必要な事項の報告を求めることができる
審査会 の設置 (18条)	○禁止命令やカスハラ防止に必要な事項について意見を聴取するため、知事の附属機関として、カスハラ防止対策審査会を設置
調査審議 手続 (19条)	○審査会は、調査審議に必要な範囲で関係者等に対し調査を行うことができる ○審査会は、審議の対象となっている顧客等に対し、書面による意見の提出を求めることができる

第4章 雑則／第5章 罰則

委任 (20条)	条例の施行に関し必要な事項は、規則で規定
罰則 (21条)	16条1項の命令に違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する

特定カスハラハラスメント防止条例最終案（特定カスハラ）	
特定カスハラハラスメント防止条例最終案（特定カスハラ）	特定カスハラハラスメント防止条例最終案（特定カスハラ）
特定カスハラハラスメント防止条例最終案（特定カスハラ）	● 職員の対応によって被害(負傷)が発生したとの真偽不明な主張があり、厳しい口調で何度も繰り返し返して金銭を要求された。
	● 事業者のルールを守るよう要請したところ、正当な理由なくルール遵守を拒み、ひどい罵声を浴びせながら施設利用を継続した。
	● 法令上で定められたサービス以外のサービスの提供を強要され、提供を断ったところ虚偽の事実を関係者に言いふらしサービスの強要を継続した。
	● 「公共の場所又は公共の乗物」に該当しない場所(自宅等)において卑わいな言動が行われた。
特定カスハラハラスメント防止条例最終案（特定カスハラ）	
特定カスハラハラスメント防止条例最終案（特定カスハラ）	● 店舗内で、長時間にわたって就業者に対してつきまとい行為が行われた。

※ 個別具体の言動が規制対象に該当するか否かについては、行為の目的、経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質等を考慮しつつ、有識者で構成される審査会の意見を聴いた上で、慎重に判断

2 令和8年度「三重の教育談義」の開催について

1 開催趣旨

県教育委員会、市町等教育委員会、公立小中学校及び県立学校等の教育関係者が、共通の課題意識のもとに、子どもたちの目線に立った教育実践と学校づくりを進めていくため、「三重の教育談義」を開催し、三重の教育のあり方とともに考える機会とします。

2 日程・会場・プログラム（表彰式を含む）

令和8年11月4日（水）三重県総合文化センター 中ホール
（津市一身田上津部田 1234 番地）

13:40～ 開場

14:00～14:20 教育功労者表彰（県教育長あいさつ）

14:20～14:30 休憩

14:30～14:35 市町教育委員会連絡協議会長あいさつ

14:35～16:25 講演会・質疑応答

3 講演会

「多様な子供たちの『深い学び』を確かなものに」

講師：文部科学省初等中等教育局

主任視学官 田村 学（たむら まなぶ）氏

新潟県上越市・柏崎市での教職や指導主事、文科省教科調査官・視学官、大学教授、中央教育審議会臨時委員を経て、令和6年より主任視学官を務めておられます。次期学習指導要領の改訂に向けた議論が加速する中、本講演では、キーワードとなる3つの方向性、

① 「主体的・対話的で深い学び」の実装 ② 多様性の包摂 ③ 実現可能性の確保を軸に、今後の教育の展望や学校教育の在り方、学校や管理職の取組の方向性等についてご示唆いただきます。



4 参加対象

県教育委員会・市町等教育委員会（教育委員、教育長、事務局職員）
小中県立学校長・小中県立学校PTA役員 等

5 主催

三重県教育委員会、三重県市町教育委員会連絡協議会

《講演会講師紹介》

文部科学省初等中等教育局

主任視学官 田村 学（たむら まなぶ）氏

上越市立大手町小学校教諭、上越教育大学附属小学校教官、柏崎市教育委員会指導主事、文部科学省初等中等教育局教育課程教科調査官、視学官を務めた後、國學院大學人間開発学部初等教育学科教授、中央教育審議会臨時委員を経て令和6年より現職。

田村先生は、初等中等教育、とりわけ「生活科」や「総合的な学習の時間」の推進、カリキュラム論及び学習評価の研究に尽力されており、文部科学省視学官として、「主体的・対話的で深い学び」について、その考え方を分かりやすく言語化するとともに、学習者の視点に立った授業改善を理論と実践の両面から全国に広く普及されてきました。

著書 「ゴール→導入→展開」で考える「単元づくり・授業づくり」（小学館）、「深い学び」を実現するカリキュラム・マネジメント（文溪堂）、「探究」を探究する一本気で取り組む高校の探究活動―（共著、学事出版）等があります。

3 次期「県立高等学校活性化計画（仮称）」の策定について

教育委員会では、県立高等学校が活力ある教育活動を行い、生徒にこれからの時代に求められる学びを提供し、生徒の社会性・人間性を育む場であり続けられるよう、県立高校のさらなる活性化を図るため、県立高等学校活性化計画（以下「計画」という。）を策定しています。

現行計画の計画期間が令和8年度までであることから、令和8年度中に次期計画を策定します。

1 次期計画の策定に係る令和7年度までの状況

次期計画の策定に向けて検討するにあたっては、専門的かつ多角的な視点を取り入れられるよう、令和7年3月、教育委員会の附属機関である「三重県教育改革推進会議」（以下「推進会議」という。）に、次期計画の策定に係る県立高校の学びや配置・規模のあり方について諮問しました。当該諮問については、推進会議に設置された県立高等学校の在り方調査研究部会を中心に議論が行われ、令和8年3月、推進会議から教育委員会に答申がありました。

また、令和8年2月、国から「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」（以下「グランドデザイン」という。）が示されました。グランドデザインでは、都道府県に対し、その内容をふまえ、地域の実情等を十分に勘案し、高校改革を広く進めるための「高等学校教育改革実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定することが求められています。また、国は、その実行計画を着実に実現できるよう、基金や交付金等により支援することとしています。

【資料1】

県立高等学校の学び並びに配置及び規模の在り方について（答申）【概要】

2 次期計画の策定に係る令和8年度の状況

国の基金や交付金等を活用しつつ、グランドデザインが示す専門高校の機能強化・高度化や、普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化などに取り組むことは、県立高校の一層の活性化を図ることにつながります。

こうしたことから、次期計画を策定するにあたっては、推進会議からの答申をふまえて、国が策定を求める実行計画としても位置付けられるよう検討を進めています。

5月20日に開催した第1回推進会議では、次期計画の骨子（案）を示し、協議が行われました。主な意見は次のとおりです。

- グランドデザインは、生徒を労働市場における人材として捉えているという印象を受けるが、教養を身に付けるなど、人格形成の視点も重要である。
- 教育には変えてはならない部分がある一方で、A I への対応など、新たな課題への対応も必要になる。
- 高校改革の必要性を明示することで、適正規模や統廃合の必然性が伝わりやすいものになると考える。
- これからの高校の活性化に向けては、新たな取組を積み重ねるだけでなく、削るべきことは削るなど、現場の教員が疲弊しないよう検討すべきである。
- 過去に進路指導した経験の中で、私立高校を選択した理由に学校施設を挙げている生徒がいた。校舎の老朽化の状況もふまえ、統廃合の際は既存の校舎をそのまま使うのではなく、新たな校舎を建てることを検討してもらいたい。

【資料 2】

次期県立高等学校活性化計画 骨子（案）

3 今後の進め方

令和 8 年度中の次期計画の策定に向けて、第 1 回推進会議での意見等をふまえて素案を作成し、引き続き推進会議において協議を行ってまいります。

また、児童生徒等の意見を聞く機会の確保やパブリックコメント制度に基づく意見の募集等を通じて、広く意見を伺いながら検討を進めてまいります。

県立高等学校の学び並びに配置及び規模の在り方について
答申（概要）

1	背景	三重の教育 ■三重県教育施策大綱 ■三重県教育ビジョン ■県立高等学校活性化計画 三重の現状 ■中学校卒業者数の減少 ■専門学科の生徒の割合が全国比で大きい ■人口が県内全域に分散 ■通信制課程の生徒の増加 ■卒業後就職する生徒の割合が全国比で大きい ■学校施設の老朽化が著しい	
2	基本的な考え方	生徒にとって豊かな学びを提供することを第一の目的とする	
生徒ファースト		生徒が希望する学びを選択できる環境を整える 〔 ※生徒の多様な学びのニーズに応える選択肢を生徒が通学できる圏域内に配置 〕 〔 ※それぞれの学校において多様な学びの選択肢を提供 〕	
3	学びの在り方	(1) 課程 ■異なる課程の学校間連携 ■複数の課程を一つの高校に設置し、課程間を柔軟に行き来する制度の導入 (2) 学科 ■普通科のコースの充実 ■普通科と専門学科との併設 ■総合学科への改編 (4) 地域・企業との連携 ■地域・企業と連携し、社会全体で取組を推進	(3) 学校施設 ■共用空間等による学びを支える教育環境の整備 ※県立高等学校の再編の議論と一体となって進めることが必要
4	配置及び規模の在り方	通学時間は、できれば60分以内、少なくとも90分以内 それぞれの地域で多様な学びの選択肢を提供 ※難しい場合には複数の地域を一つのまとまりとして配置	多様な学びの選択肢の提供 ■多くの級友と出会える環境の提供 ■学校行事や部活動の充実 1学年4学級～8学級 ※大学進学のニーズに応える学校は1学年6学級以上 ※1学年4学級以上の配置が難しい地域は、1学年2学級・3学級 一定の規模があることが望ましい
5	子どもたちに選ばれる県立高等学校	■スクール・ミツシヨン、スクール・ポリシーの分かりやすい発信 ■コミュニティ・スクールの仕組みなどを通じた保護者や地域住民の意見の反映	

次期県立高等学校活性化計画 骨子（案）

1 はじめに

- (1) 計画策定の趣旨
 - ・ 計画の位置付け
- (2) 計画期間
 - ・ 令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間

2 現状・課題

デジタル技術の発展、産業構造の変化、中学校卒業者数の減少、学びのニーズの変化、学校施設の老朽化、私立高校の無償化、国が高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を策定

3 県立高等学校活性化の基本的な考え方

- ・ 生徒にとって豊かな学びを提供することを第一の目的とする。
- ・ 三重県教育ビジョンに掲げる「子どもたちに育みたい力」や「教育ビジョンを貫く視点」といった理念を大切にする。

4 県立高等学校活性化の取組

- (1) 未来の礎となる力の育成
自己肯定感を涵養する教育、キャリア教育、グローバル教育、探究的な学び、人権教育、主権者教育、消費者教育、平和教育、情報活用能力の育成 等
- (2) 誰もが安心して学べる教育の推進
特別な支援を要する生徒への支援、いじめや暴力のない学びの場づくり、不登校の状況にある生徒への支援、外国につながる生徒への支援、防災教育、生命（いのち）の安全教育 等
- (3) 学びを支える教育環境の整備
教職員の資質向上、学校における働き方改革、ICTやAIを活用できる環境の整備、地域との連携・協働、学校施設の整備 等

5 県立高等学校の活性化に向けた学校の配置及び規模

- ・ 生徒の多様な学びのニーズに応える選択肢を生徒が通学できる圏域内に配置する。
- ・ それぞれの学校において多様な学びの選択肢を提供する。
- ・ 学校を、価値観の異なる多くの級友と出会える環境にする。

(1) 配置

- ・ 通学時間は、できれば 60 分以内、少なくとも 90 分以内。
- ・ それぞれの地域で多様な学びの選択肢を提供

(2) 規模

- ・ 原則、1 学年 4 学級から 8 学級まで。なお、大学進学ニーズに応える学校は 1 学年 6 学級以上。
- ・ 例外として、1 学年 4 学級以上の配置が難しい地域及び県内唯一の学科や学びの形態を有する学校については、1 学年 3 学級以下の規模であっても配置（少なくとも 1 学年 2 学級以上）。

6 県立高等学校の課程・学科の目指す姿

(1) 課程

全日制、定時制、通信制

(2) 学科

普通科・普通科系専門学科、職業系専門学科、総合学科

7 社会の変化に対応する高校教育の推進

(1) 先導拠点

- ア アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援に関する拠点校
- イ 理数系人材育成支援に関する拠点校
- ウ 多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保に関する拠点校

(2) 先導拠点の取組の展開

- ・ 先導拠点の取組や成果を他の高校に共有、普及

8 K P I（重要業績評価指標）

- ・ 国の高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）が示す 2040 年までに達成を目指す目標を踏まえ、計画期間が終了する令和 13 年度末までに達成を目指す目標を設定。

9 県立高等学校活性化の実現に向けた取組方針

(1) 計画の進捗管理

- ・ 三重県教育改革推進会議等の場を活用する。

(2) 地域の実情に応じた取組の推進

- ・ 「高等学校活性化推進協議会」を各地域に設置し、以下の考え方に基づき具体的な協議を行う。

(北勢地域)



(鈴鹿亀山地域)



(津地域)



(松阪地域)



(伊勢志摩地域)



(伊賀地域)



(紀北地域)



(紀南地域)



(3) 各学校におけるマネジメントの推進

4 教職員の人材確保について

1 現状と課題

(1) 現状認識

① 欠員状況

本県では、令和8年度の6月1日時点において11人（小学校3人、中学校2人、高等学校4人、特別支援学校2人）の教員不足が生じています。

（単位：人）

	令和6年度			令和7年度			令和8年度	
	4月 始業日	6月 1日	12月 1日	4月 始業日	6月 1日	12月 1日	4月 始業日	6月 1日
小学校	5	12	17	2	3	11	0	3
中学校	6	6	5	2	3	10	2	2
高等学校	1	4	3	0	0	2	1	4
特別支援学校	0	9	7	7	5	10	1	2
計	12	31	32	11	11	33	4	11

② 教員採用選考試験

(ア) 全体状況（下表①）

令和9年度教員採用選考試験（以下、「採用試験」という）における申込者数（大学3年生等特別選考を除く）は1,646人（前年度比112人減）となり、記録が残る平成6年度採用以降で最少となりました。

一方で、これまで実施してきた教職の魅力発信の取組等により、学生の申込者数は561人と、前年度比28人の増加に転じました。

(イ) 大学3年生等特別選考（下表②）

大学3年生等が通常の採用試験より早期に第1次試験を受験できる「大学3年生等特別選考」（令和7年度採用試験より実施）の申込者数は457人となり、前年度から232人大幅に増加しました。これは、対象校種を従来の小学校教諭からすべての校種・教科等へ拡大した試験制度の見直しによるものです。

（単位：人、倍）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
申込者数 ①	2,228	1,919	1,758	1,646
うち、学生(短大、大学院含む)	690	550	533	561
申込倍率	4.7	3.5	3.0	3.1
【参考】受験者数	2,057	1,843	1,666	1,556
【参考】受験倍率	4.3	3.4	2.9	2.9
大学3年生等特別選考申込②	－	(小のみ) 167	(小のみ) 225	457
申込者全体 ①+②	2,228	2,086	1,983	2,103

（２）今後の課題

① 教職を選択する人材の確保

教員免許を取得した上で教員を志望する若者を増やすためには、引き続き教職の魅力向上を図るとともに、大学生、高校生及び社会人等のターゲットに応じた効果的な情報発信に取り組む必要があります。

② 教育系学科以外の学生の確保

３年前（令和６年度）と比較すると、採用試験の全体申込者数は５８２人減（約２６％減）となり、そのうち学生の申込者数は１２９人減（約１９％減）となっています。教育系学科の学生の申込が多い「小中学校」と比べて、教育系以外の学生の申込が多い「高等学校」が大幅に減少しています。

今後は、教育系以外の学科に所属する学生等に対してアプローチが必要であるほか、人手不足により他業務・職種の就職機会が増えている中で、採用試験の工夫・改善や教職の魅力発信を進めていく必要があります。

③ 講師の確保と潜在層の掘り起こし

教員の年齢構成の変化に伴い、産休・育休を取得する教員が増加しており、年度途中における代替講師の需要が高まっています。

また、教員の大量退職の影響により教員採用数が増加し、それに伴い講師経験者の合格者も増えたため、講師名簿登録者（※）が減少しており、代替講師の確保が難しくなっています。

このため、退職者や教員免許を保有しながら現在は教員に就いていない方など、潜在的な人材の掘り起こしと、講師の確実な確保に向けて取り組む必要があります。

※講師名簿登録者：教員免許を持っていて教職に就いていない者や教員採用試験の不合格者で、退職や産休・育休時の代替講師として任用を希望する者。

２ 令和８年度の実施計画

引き続き、採用試験の受験者数の確保に取り組むとともに、講師確保に向けた取組を進めます。

（１）ターゲットに応じたアプローチ

① 大学生へのアプローチ

入学直後の早期段階から教職への意識付けを図るため、三重大学において、教育学部以外の１年生を対象とした説明会を実施し、学生の教職志望者の確保を進めています。

また、学校現場での実務体験機会として「教育アシスタント」に加え、大学１年生を対象とした「プレアシスタント（※）」を通じて、より多くの学生が在学中の早い段階から教職を身近に感じられる環境づくりを大学や市町等教育委員会と連携して進めています。

さらに、県外の大学や、多様な学生が集まる各種イベント等へも積極的に赴き、教職の魅力を伝えるガイダンスや、採用試験情報の提供を行う説明会を開催するほか、県内大学の教職講座に対しては県教育委員会事務局の職員を講師として派遣する取組も継続しています。

※プレアシスタント：令和6年度から本格的に開始。教職を志す1年生を対象とした学校現場体験。三重大大学単独の取組であったが、現在は県内の他大学へも拡大。

(参考) <令和7年度 実績>

- ・ 教職ガイダンス（大学等 R6:24校→R7:28校、高等学校 R6:8校→R7:16校）
- ・ 教育アシスタント事業の参加者数：108校 のべ255人
- ・ 三重大大学・皇學館大学「プレアシスタント」：県内5市の小中学校で受入れ
(三重大116人、皇學館大15人)
- ・ 三重大大学の教職講座への講師派遣：5講座 7人
- ・ 皇學館大学の教職講座への講師派遣：3講座 4人

② 高校生へのアプローチ

将来的な教員志望者の裾野を広げるため、高校生を対象とした教職ガイダンスを実施しています。ガイダンスでは教職の魅力ややりがいを伝えるとともに、教員免許状の取得に向けた機運の醸成や、免許取得方法の紹介を行っています。

県内の普通科高校だけでなく、専門高校の生徒に対しても、その専門性を生かした教職への道や教員免許状の取得方法に関する説明会を実施し、早期からの興味関心の醸成を図っています。

③ 社会人等へのアプローチ

昨年度は、初めて転職フェア（合同企業説明会）に出展し、教職への転職等を検討している層に対するアプローチを行い、4人が採用試験に申し込んでいます。

また、教員確保に課題を抱える「工業」分野の対策として、「工業」分野に特化したオンライン説明会を開催し、4人が採用試験に申し込んでいます。

これらの取組は採用試験の申込者につながったことから、今年度も転職イベント（合同企業説明会）への参画や、特定の校種・教科等にターゲットを絞ったオンライン説明会の実施など、社会人層の教職への興味・関心、挑戦を後押しする取組を進めていく予定です。

(参考) <令和7年度 実績>

- ・ 転職フェアへの出展：1回（名古屋） 相談22件
- ・ 工業教育に関するオンライン説明会：1回 参加者数10人

(2) 採用試験の工夫・改善

令和9年度採用試験において、大学3年生等特別選考の対象を全校種・教科等へ拡大し、より多くの大学生に受験機会の充実を図りました。

なお、前年度の同選考 1 次試験合格者 218 人のうち 189 人（86.7%）が令和 9 年度の採用試験（2 次試験）を申し込むに至り、志願者確保に繋がっています。

このほか、多様な人材を確保するため、以下の工夫・改善を実施しています。

- 元教員特別選考

様々な理由により一度離職した元教員の再採用を目的とした選考

- 社会人特別選考（工業・福祉）

教員免許状を保有しないものの、優れた知識や経験等を有する社会人を対象とし、特別免許状の授与を前提とした選考

- 常勤講師を対象とした選考免除

講師として勤務実績がある受験者を対象とした、第 1 次試験の全部または一部免除措置

加えて、産休・育休取得時の代替講師確保という課題に対し、一定数の産育休取得を見込み、その代替としてあらかじめ正規教員を先行して計画的な採用を行っています。

（参考）

＜大学 3 年生等を対象とした特別選考の実績＞

- ・ 令和 7 年度採用試験 申込者数 167 人（小学校教諭のみ）受験率 95.8%
- ・ 令和 8 年度採用試験 申込者数 225 人（小学校教諭のみ）受験率 100%

＜令和 7 年度特別免許状の授与を前提とした採用試験の実績＞

- ・ 教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人を対象に特別免許状の授与を前提とした、工業・看護の採用試験：合格者数 3 人（看護）

（３）講師確保に向けた取組

学校現場における講師の安定的確保を図るため、潜在層の掘り起こしや多様な人材へのアプローチに取り組んでいます。

具体的には、退職教員や教員免許状を保有しながら他業界で就労している方などを対象に、免許状の活用や正規・講師といった多様な働き方について個別相談を行う「みえの未来の先生」相談会を県内各地で開催します。

また、県外からの移住希望者等を対象としたイベント等において、本県における教職の魅力や勤務環境について情報発信に取り組みます。

さらに、講師名簿に登録されながら教職に就いていない方や、直近の教員採用試験における不合格者に対して講師登録への働きかけを行うとともに、採用試験と連動した「育児休業等代替任期付職員」等の選考を実施し、年度当初及び年度途中における欠員の未然防止と代替配置に努めます。

（参考） ＜令和 7 年度 実績＞

- ・ 「みえの未来の先生」相談会の実施：6 回（津、熊野、伊賀、四日市、東京、伊勢）
：参加者数 45 人、講師登録者数 12 人
- ・ みえ移住フェア 2025 への出展：3 回（名古屋、大阪、東京） 相談 13 件

3 今後の対応方針

引き続き、教職の魅力発信、教員採用試験の工夫・改善、ならびに大学生・高校生を対象としたガイダンスの充実など、あらゆる取組を進めていきます。

とりわけ、大学生の受験者数減少の要因となっている「長時間労働」「授業の指導力」「保護者対応」に対する不安の解消を進めるため、具体的な取組やデータ、現場教員の声を提供していきます。

あわせて、教員の事務業務を補助・代行するスクール・サポート・スタッフ（SSS）やスクールカウンセラーなど、専門人材や地域人材の確保・配置も進め、学校における働き方改革を進めます。

教員そのものの「働きやすさ」と「働きがい」を高め、その成果を教職の魅力とあわせて発信していくことで、三重県の教職志望者の増加へと繋げていきます。

5 服務規律確保の徹底について

1 不祥事根絶の取組状況

県教育委員会は、不祥事を根絶し、信頼される学校・教職員であり続けるための総合的な対応策・取組を市町等教育委員会とともに全力で進めているところです。

しかしながら、昨年度に続き、今年度も既にわいせつ行為による懲戒処分的事案が発生しています。こうした不適切な事案により、児童生徒や保護者をはじめ、地域の学校教育に対する信頼を損なうことは決して許されません。

県教育委員会は、不祥事根絶のため、すべての公立学校教職員にリーフレットを配付し、教職員一人ひとりが自らの襟を正すとともに、学校全体で不祥事を「出さない」という職場風土を形成する取組を進めているところです。

引き続き、不祥事根絶に向けて、教職員一人ひとりが自分事として捉えるよう、市町等教育委員会、学校とともに、それぞれの役割を認識して、連携を図りながら取組を粘り強く進めていく必要があります。

2 県教育委員会の取組

(1) コンプライアンス・ハンドブック及びミーティングの研修資料の見直し

令和7年5月に「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック」を改訂し、新たな研修資料や通知、懲戒指針を追加しました。また、今年度5月に、公金管理とわいせつ行為根絶のための研修資料を作成・周知し、不祥事根絶に向けた取り組みを一層強化しています。

(2) 「三重県教育委員会コンプライアンス推進委員会」の開催

関係課長で構成する本委員会を5月に開催し、直近事例の共有と本年度の取組方針を決定しました。今後も研修題材の作成や個別課題の検討を通じ、不祥事根絶と信頼される学校・教職員であるための総合的な対応策を講じていきます。

(3) 児童生徒性暴力等の根絶に向けた取組

①「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」の実施

教職員による性暴力等の根絶に向け、令和8年度、県立高等学校及び特別支援学校高等部・中学部、公立中学校に加え、公立小学校、義務教育学校前期課程、県立特別支援学校小学部の5・6年生を対象に、2学期にアンケート調査を実施します。被害を把握するとともに、教職員の言動の振り返りを促し、児童生徒への性暴力等の根絶に取り組めます。

②学校におけるハラスメント研修動画の作成・活用

今年度は、パワー・ハラスメントの未然防止のため、風通しのよい職場づくりを目的とした研修動画を作成する予定です。この動画視聴を通じて、教職員全員のハラスメント認識と感度を高め、よりよい職場環境の構築を目指します。

③「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口の設置・運用

教育職員等による児童生徒性暴力等が行われた場合、早期発見・対応できるように、相談等を受け付けています。

（４）体罰・不適切な言動の根絶に向けた取組

学期に一度、児童生徒への体罰にかかるアンケート・面談で実態を把握し、教職員の言動の振り返りを促すことで、体罰・不適切な言動の根絶を目指します。

（５）各種研修の実施

初任者研修や年次別研修、管理職研修などで、法令遵守と服務規律に関する研修を実施し、特に年次別研修では過去のレポート振り返りを通じて教員としてのあり方を見直す機会を設け、教職員のコンプライアンス意識向上を図ります。

３ 市町等教育委員会の取組

不祥事根絶の取組は、一過性のものでなく、年間を通じて定期的かつ継続的に取り組まなければなりません。市町等教育委員会においては、服務監督者として学校の管理職との連携の上、不祥事の防止と早期発見に努め、主体的な対応をお願いします。

また、県教育委員会の取組を参考に、講義形式の研修のみならず、校長のリーダーシップのもと、ミドルリーダーが中心となってコンプライアンス・ミーティングを行うなど、各学校における職員の実態に即して、具体的な懲戒事例を用いたケーススタディやグループ討議を取り入れるなど、教職員が行動改善に取り組む機会を設けてください。併せて、管理職が率先して、教職員が安心して意見を言える風通しのよい職場づくりを進めることで、問題の早期発見・解決に繋がるよう、対話を促してください。

さらに、正規、非正規を問わず、教職員一人ひとりに、不祥事を絶対に「起こさない」という強い意志を持たせるとともに、公務外の行動も教育者としての信頼に直結することを常に自覚するよう、指導の徹底をお願いします。

夏季休業を迎えるにあたり、各市町等教育委員会に「教職員の綱紀肅正及び
服務規律の確保について（通知）」を6月26日付けで発出しました。昨今の
教職員の懲戒処分を受けて、特に、わいせつ行為等根絶に向けては、日ごろか
らの教職員の言動と認識、児童生徒との距離感、SNS等の適切な利用、密室
状態の回避などについて再確認をお願いします。また、飲酒運転の根絶に向け
て、職場における互いの声かけ等、飲酒運転0（ゼロ）を目指す職場意識の醸
成を図り、飲酒運転を許さない環境づくりをお願いします。

6 次期学習指導要領について

1 次期学習指導要領に向けた基本的な考え方について

令和7年9月25日中央教育審議会教育課程企画特別部会「論点整理」等において、以下のように整理されました。

(1) 背景

少子化・高齢化、グローバル情勢、生成AIなどデジタル技術の発展といった大きな変化があいまって、社会や経済の先行きに対する不確実性がこれまでになく高まっています。また、「人生100年時代」の到来や労働市場の流動性の高まり、マルチステージの人生モデルへの転換により、生涯にわたって主体的に学び続け、自らの人生を舵取りする力を身に付けることの重要性が増しています。

(2) 主な課題

- ①現在の学校教育の中で主体的に学びに向き合えていない子供の増加
- ②学習指導要領の浸透が道半ば

(3) 議論の方向性

① 「主体的・対話的で深い学び」の実装

現行学習指導要領が目指している、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通じた資質・能力の育成について、一層の具現化・深化を図るもの。

② 多様性の包摂

多様な個性や特性、背景を有する子供が多くなっている実態に向き合うとともに、多様性を個人及び社会の力に変える観点から、一人ひとりの意欲が高まり、可能性が開花し、個性が輝く教育の実現を目指すものであり、①の方向性と両立させることが不可欠なもの。

③ 実現可能性の確保

①②の方向性の両立を支え、実現可能とする観点であり、デジタル学習基盤のさらなる充実、教科書や教材、指導書の改善、必要な設備の整備、総合的な勤務環境整備とも相まって審議全体に通底させるべきもの。

(4) 次期学習指導要領に向けた諮問の主なポイントと部会等での検討事項

①質の高い授業づくりに直結する分かりやすい学習指導要領の在り方

- 各教科等の中核的な概念を中心とした一層の構造化
- 表形式やデジタルを活用した示し方
- 重要な理念の関係性の整理の仕方
- デジタル学習基盤を前提とした資質・能力の示し方
- 学習評価の在り方

②多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方

- 子供による自己調整と教師の指導性の在り方

- 子供たちが輝く柔軟な教育課程編成の促進の在り方
- 高等学校の諸制度の改善の在り方
- 一つの教育課程では対応が難しい子供を包摂する在り方

③ 各教科等やその目標・内容の在り方

- 情報活用能力の抜本的向上を図る方策
- 質の高い探究的な学びの在り方
- 文理横断・文理融合の観点からの改善の在り方
- 生成 A I の活用を含む今後の外国語教育の在り方
- 主体的に社会参画するための教育の改善の在り方
- 高等学校教育の今後の在り方
- 質の高い特別支援教育の在り方
- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方

④ 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策

- 教育課程の実施に伴う過度な負担や負担感が生じにくい方
- 現在以上に増加させないことを前提とした年間の標準総授業時数の在り方
- 教科書の内容や分量、デジタル教科書の在り方
- 最新の教育内容を扱うことを可能とするための方策
- 教育委員会への支援強化、指導主事等の資質・能力の向上の在り方
- 地域や家庭との連携・協働を促進しつつ、カリキュラム・マネジメントを実質化する方策
- 学習指導要領の趣旨・内容について、社会全体に浸透を促す方法の在り方

(5) 全面実施までのスケジュール

「論点整理」が示された令和 7 年 9 月 25 日以降、中央教育審議会教育課程企画特別部会や、総則・評価特別部会、各教科等の WG において、学習指導要領の基本的な理念や構造等に関する事、学習指導要領の構成や具体的な記述に関する事など、様々な事項について審議が行われています。次期学習指導要領の全面実施までのスケジュールは、以下の通りです。

<全面実施までのスケジュール>

時期	国の動向
令和 8 年度	・総則・評価特別部会や各教科等 WG での方向性や内容の検討・取りまとめ（夏頃） ・教育課程企画特別部会での「審議まとめ」、「パブリックコメント」、「答申」の取りまとめ（令和 8 年度中） ・学習指導要領の改訂
令和 9 年度～11 年度 (中学校は令和 12 年度まで)	周知・移行期間
令和 12 年度	全面実施（小学校）
令和 13 年度	全面実施（中学校）

< 参考 >

- ・教育課程企画特別部会

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/101/giji_list/index.htm



- ・教育課程部会 総則・評価特別部会

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/103/index.html



- ・令和 8 年 5 月 13 日教育課程企画特別部会資料

「各教科等 WG における資質・能力の構造化等に関する検討のポイント等」

https://www.mext.go.jp/content/20260513-mxt_kyoiku01-000049781_05.pdf



- ・令和 8 年 6 月 1 日教育課程部会 総則・評価特別部会資料

「深い学びの実現に向けた次期学習指導要領における各教科等の『統合的な理解』『総合的な発揮』の例」

https://www.mext.go.jp/content/20260601-mxt_kyoiku01-000050151-4.pdf



- ・教育課程部会の下に設置されているワーキンググループ等

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/index.html

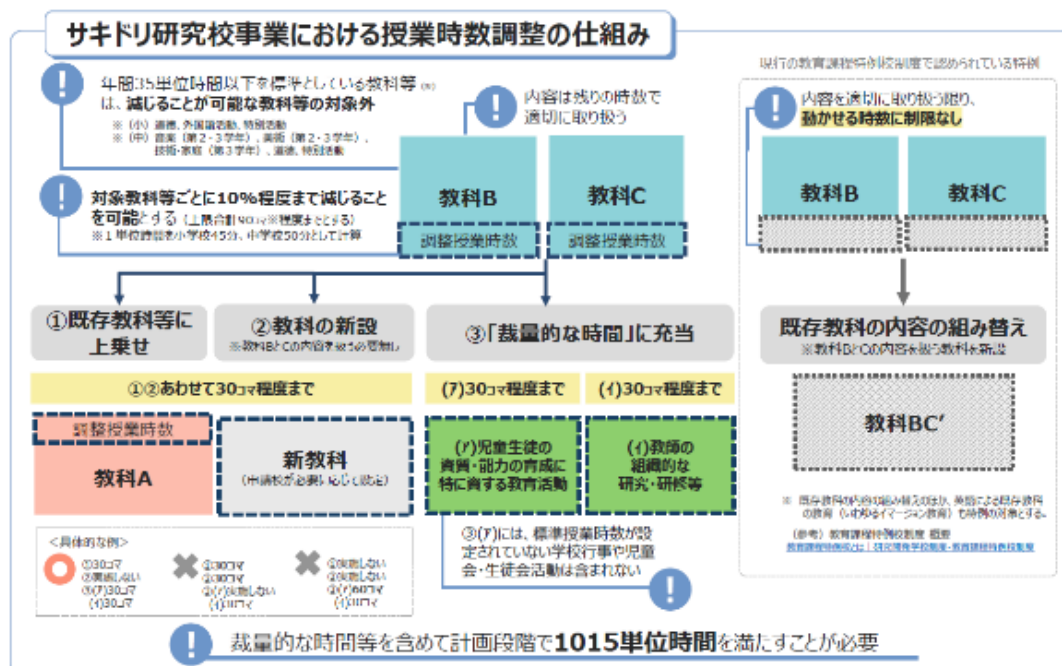


2 研究校の指定による知見の蓄積について（上記項目「2（2）及び（4）」に関連）

多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程編成を促進するため、児童生徒や地域の実態を踏まえて、調整授業時数制度が検討されており、全国では 332 校がサキドリ研究校（別に 68 校が研究開発学校として研究）として指定されています。三重県では、6 つの小中学校（4 市町、小学校 3 校、中学校 3 校）が教育課程の柔軟化サキドリ研究校（以下「サキドリ研究校」という）に指定され、取組を進めています。

（1）サキドリ研究校事業における教育課程特例の内容

サキドリ研究校においては、「調整授業時数制度」を先取りするような形で教育課程を編成・実施し、研究開発を行うことができます。調整授業時数は対象教科等ごとに 10% 程度を上限とし、以下の①～③に活用が可能となります。



(2) 三重県内のサキドリ研究校の取組

ア 四日市市立羽津北小学校

(ア) 特例の概要

特定の教科の授業コマ数を削減し、「裁量的な時間」を生み出す。

(イ) 生み出した時間の使い道

○ 「マイカラー学習」の取組

子供自身が計画を立て、学習方法を選択する時間を設定するとともに、思考ツールなどの活用方法を学ぶ時間「マイカラー学習」を設定する。

○ 教職員研修の実施

「マイカラー学習」を実施するにあたり、進め方や指導方法の検討等、学習の充実のための研修を行う。

イ 四日市市立中部中学校

(ア) 特例の概要

1 単位時間を 50 分から 45 分に変更し、「既存教科への上乗せ」及び「裁量的な時間」を生み出す。

(イ) 生み出した時間の使い道

○ 音楽（既存教科への上乗せ）

文化祭合唱練習を異学年合同で行う時間を設定し、縦の関係を利用したリーダーづくり、人間関係構成力の育成を図る。

○ 教科横断的な学習「四日市学」（教科の新設）（既存教科への上乗せ）

四日市市の特色を英文でまとめ、修学旅行先の外国人に対してプレゼンする活動を通じて、地域を知り、地域貢献について学ぶ。

○ 学力補充（裁量的な時間）

自分の強み・弱みを知り、必要な学習及び方法を自分で選択して学習する。

○ 教職員の研修（裁量的な時間）

教員のプレゼンテーション力を向上するための研修を行い、四日市学や各教科における授業力の向上を図る。

ウ 度会町立度会小学校

(ア) 特例の概要

特定の教科の授業コマ数を削減し、「裁量的な時間」を生み出す。

(イ) 生み出した時間の使い道

○ 児童の資質能力の育成に特に資する教育活動（裁量的な時間）

自己調節学習をはじめとする教科学習を行う。近隣の大学生の協力を呼びかけ、ソーシャルスキルトレーニング等を行うことにより、非認知能力の向上を図る。

○ 職員の組織的な研修活動（裁量的な時間）

小中一貫教育を念頭に置いた、多様性を包摂し、児童一人一人の意欲を高める授業づくりや指導方法、学級づくり等実践を共有・協議する研修を実施する。

エ 度会町立度会中学校

(ア) 特例の概要

特定の教科の授業コマ数を削減し、「既存教科への上乗せ」や「裁量的な時間」を生み出す。

(イ) 生み出した時間の使い道

- 総合的な学習の時間「ふるさと教育：度会町を通して探究的に学ぶ」
(既存教科への上乗せ)

町政や福祉への提言のためのワークショップや度会茶の魅力発信や宮川等クリーン活動、調べてまとめて伝える活動等の活動等を通じて、主体的に取り組む力を伸ばす。

- 職員の組織的な研修活動（裁量的な時間）

三重大学教授を招いた事例検討会や教育相談に係る研修を実施するとともに不登校傾向をはじめとする援助が必要な生徒の情報共有等のケース会議を行い、諸課題に対して、チームでアプローチする組織づくりを進める。

オ 伊勢市立有緝小学校

(ア) 特例の概要

特定の教科の授業コマ数を削減し、「裁量的な時間」を生み出す。

(イ) 生み出した時間の使い道

- 児童一人一人と教育相談（裁量的な時間）

児童が、安心して、意欲的に学校生活を送れるよう、児童と教師の関係づくりや児童理解、保護者との関係づくりに生かす。

- 補充学習（裁量的な時間）

既習事項の定着を行ったり読書をしたりするなど、学年に応じた基礎学習の補充の時間とする。

- 教職員の研修等（裁量的な時間）

計画的な研修の時間にあて、子供の共通理解やSSWを交えた不登校児童生徒のケース会議等の校内支援委員会や教職員一人一人の課題や目当てに応じた校内研修を行う。

カ 名張市立名張中学校

(ア) 特例の概要

1単位時間を50分から45分に変更し、名中タイムとして「既存教科への上乗せ」や「裁量的な時間」を生み出す。

(イ) 生み出した時間の使い道

水曜を除く平日を名中タイムとして、GWTや補充学習の時間にあてる。

- GWT（グループワークトレーニング）の取組

ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンター等を組み合わせた活動を実施する。

- 補充学習Ⅰ（国・理）・補充学習Ⅱ（数・英）の取組

基礎・基本の定着と個別学習習慣の育成を図るとともに、小テスト等を実施し、自身の到達度や課題を知る時間として活用する

○ 教職員の研修等

質の高い授業の効果的な授業改善の実践や集団指導等に向けた研究・研修（教科部会、分掌会議等）を行ったり、個別の指導・支援が必要な生徒の実態把握及び共有、協議等を実施したりする。

3 次期学習指導要領に向けた準備

学校裁量のもと柔軟な教育課程を編成し、「深い学び」を実現することを目指す次期学習指導要領の方向性に対応するためには、教育委員会及び各学校においても計画的に準備を行っていく必要があります。上記の国の動向やサキドリ研究校の取組を踏まえ、県教育委員会や市町等教育委員会においては、以下のこと等について、引き続き行っていく必要があります。

- ・各部会の動向について知ること
- ・「深い学び」を実現した姿とはどのような姿であるかについて議論すること
- ・「調整授業時数制度」について理解を深め、柔軟な教育課程編成に向けた学校への伴走・支援の在り方について検討すること 等

4 今後について

（１）学習指導要領の改訂に向けて

現在、中央教育審議会においては、各教科等 WG における議論を踏まえ、様々な事項について議論がなされており、令和８年度夏頃に取りまとめるとされています。その後、パブリックコメントを経て令和８年度中に中央教育審議会として「答申」が取りまとめられるよう、審議が進められています。また、学校現場が円滑に移行できるよう現行の学習指導要領からの変更点や見直しのポイントを教員が確実に理解・認識できる説明の機会を設けていきます。

（２）サキドリ研究校情報の横展開

県内サキドリ研究校の取組に対し、伴走支援を行うとともに、県内外のサキドリ研究校の取組・成果について周知・共有を図っていきます。

7 英語教育について

「誰一人取り残さない」教育の実現を目指し、「言語活動の充実」「指導と評価の一体化」「教師が英語で行う授業の促進」「ICTの活用促進」を重点課題と捉え、今年度は、主に以下の3つの取組を推進してまいります。

- 言語活動の充実と生徒の英語力向上を目指した研修の実施
- 英語教育に関する情報発信機会の積極的な創出
- 学習者用端末を活用した国際交流事業の推進



1 オンライン国際交流事業

(1) 令和7年度取組

【実践校】

- 四日市市立西陵中学校 3年生
- 亀山市立亀山中学校 3年生
- 津市立南郊中学校 3年生
- 熊野市立入鹿中学校 全校

【交流の様子】

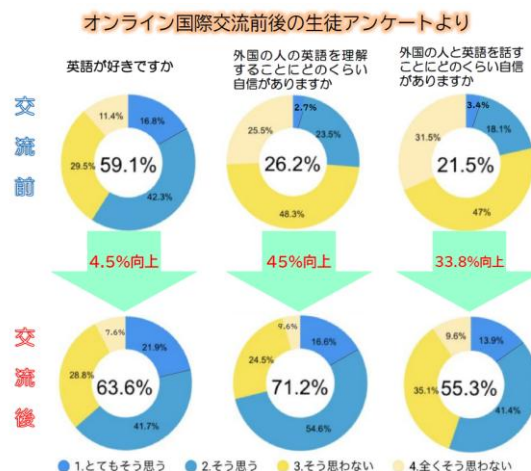
下記 URL または二次元コードよりアクセスしてください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/GAKOKYO/HP/m0205100306.htm>



【成果と課題】

モデル校で実施したアンケートの結果、交流前と比較して、「英語が好き」「外国の人の英語を理解することに自信がある」「外国の人と英語を話すことに自信がある」等、英語でのコミュニケーションに対して肯定的な生徒の割合が増加し、生徒の意欲向上など成果が確認されました。



(2) 令和8年度取組

【実践校】

○海外校国際交流事業

- 桑名市立正和中学校 2年生
- 川越町立川越中学校 2年生
- 紀宝町立矢渕中学校 2年生
- 菰野町立八風中学校 2年生
- 名張市立赤目中学校 1年生

○留学生国際交流事業

- 桑名市立光陵中学校 2年生
- 松阪市立嬉野中学校 2年生
- 津市立美杉中学校 2年生
- 熊野市立入鹿中学校 全学年

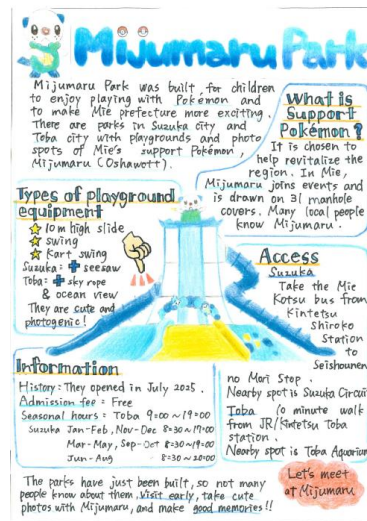
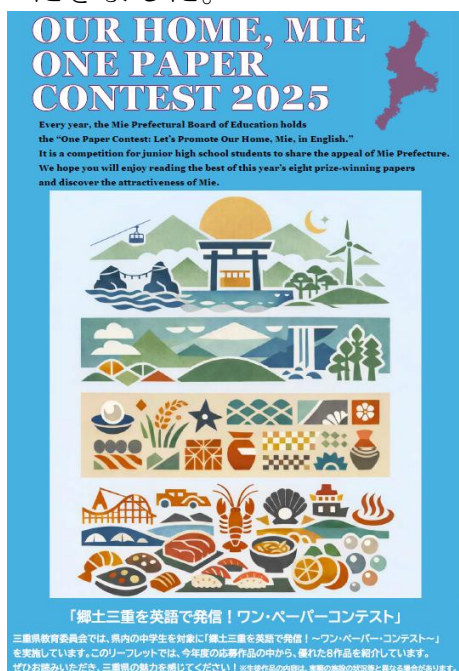
2 ワンペーパーコンテスト

県内の中学生を対象に、郷土三重についての学習を深め、その魅力を英語で発信できる力を育成することを目的として、三重の隠れた名所、名品、偉人や有名な観光地の知られざる魅力等について、英語でA4サイズ1枚にまとめ、プレゼンテーションを実施します。

(1) 令和7年度の取組

昨年度は1890作品の応募がありました。

三重の魅力等を中学生ならではの視点で、英語でまとめたワン・ペーパーを大学教授等による選考で優秀作品を決定しています。また、選考された優秀作品をリーフレットに掲載し、県内各地の公共施設や観光施設に配架しています。昨年度は、中部国際空港や伊勢シーパラダイス、ミジュマル公園などに配架していただきました。



150th anniversary

三重県誕生150周年

(2) 令和8年度のテーマ

本年度は「三重県誕生 150 周年」とタイアップし、「これまでの三重県」と「これからの三重県」をテーマに、今ある三重県の魅力を未来に向けてどのように発展させるか、を選考基準とした「三重県誕生 150 周年記念特別賞」を設ける予定です。優秀作品に選ばれた生徒による「ワン・ペーパー」に関するプレゼンテーションコンテストを12月12日(土)に三重県総合文化センターで開催する予定です。

また、本年度も本取組を県民や外国人観光客により広く知ってもらうため、県内の有名な観光施設(伊勢神宮、鈴鹿サーキット等)にもリーフレットを配架する予定です。

3 その他

○デジタル教科書活用研修 8月25日（火）、27日（木）

全ての児童生徒の学習者用端末に英語デジタル教科書が整備されていることから、その効果的な活用方法および指導法について、オンライン研修を実施します。県内で採択されている全ての教科書について、それぞれ小学校と中学校の校種に分けて実施します。

（参考）

小中学校教育課が所管するその他事業

○現代的諸課題に関する教育推進事業

【内容】

児童生徒が、地域の諸事象について自ら立てた問いや地域企業等で活躍する人から提案された答えのない問いに対して、地域を学びの場とし、調査活動等、他者と協働しながら解決策を考え、その成果を地域や企業等に提案するとともに、地域で活躍する地域住民、経営者や職業人等の在り方や生き方にふれ、郷土三重を担う人材を育成します。

【実践校】

川越町立川越北小学校	ホタルが生息できる川を取り戻すために わたしたちにできること ービオトープからみた地域と学校の自然環境ー
津市立南立誠小学校	地域のこれまでの商業施設、これからの商業施設 ー津駅周辺の商業施設とそよら津桜橋を通してー
松阪市立鎌田中学校	災害から守る、地域とともに進める防災教育 ー学校から地域へ、地域から学校へー

【備考】

- ・各学校で現代的諸課題に関する教育を進めていき、年1回の公開授業研究会を行います。
- ・公開授業研究会の時期は各学校により異なり、時期は未定です。
- ・オンライン実践交流会（2月予定）を行い、各学校の取組実践を生徒同士で行います。

○科学の甲子園ジュニア

【内容】

8月4日（火） 地区予選（予備日：8月5日（水））

会場…参加する生徒が在籍する中学校

8月29日（土）決勝大会

会場…三重県総合文化センター

- ・決勝大会の成績上位2チームは、12月11日（金）～13日（日）アクリエひめじにて開催される科学の甲子園ジュニア全国大会に出場します。

○フラワー・ブラボー・コンクール（FBC）

【内容】

子どもたちの花きへの関心を高め、県産花きの消費拡大につなげるため、無料配布種子を使っての花壇作成、花壇を管理することで情操面の向上を図る「フラワー・ブラボー・コンクール」に取り組みます。

【参加校】

参加申請のあった76校が参加します。

○よりよい生き方を実践する力を育む道德教育の推進事業

【内容】

特色ある道德教育を研究する市町等教育委員会と連携し、実践推進地域・実践推進校の特色のある道德教育を支援し、県内への普及を図るため、道德教育を研究する市町等教育委員会に委託します。

【実施団体】

四日市市教育委員会

- ・四日市市教育委員会では、道德教育実践的研究校にて、年間3回程度の道德教育研修会を行います。道德科授業公開及び研究会（市内学校2校）を行います。

名張市教育委員会

- ・名張市教育委員会では、道德教育推進教師担当者研修会を開き、各校の実践交流を行います。（第1回6月予定、第2回9～11月予定）

8 みえ四葉ヶ咲中学校について

1 開校1年目（令和7年度）を終えて

（1）学習への参加状況

夜間中学コースでは約5割の生徒が継続的に授業に参加し、外国籍の生徒や10代から80代までの幅広い世代の生徒が、互いに、また学齢期の生徒と交流を深めながら、主体的に学んでいました。

また、学びの多様化学校コースでは、入学前には不登校であった生徒が学びに向かえるようになってきており、約8、9割の生徒が、オンライン参加も含めて継続的に授業に参加することができるようになりました。

（2）令和7年度中学3年生の進路等

＜夜間中学コース（13人）＞

飯野高等学校（定時制）2人 みえ夢学園高等学校（定時制）3人
就職1人 原級留置5人 退学2人（体調不良等のため）

＜学びの多様化学校コース（9人）＞

津西高等学校1人 みえ夢学園高等学校（定時制）1人
北星高等学校（定時制）3人 北星高等学校（通信制）1人
おおぞら高等学院（通信制）1人 代々木高等学校（通信制）1人
徳風高等学校（通信制）1人

（3）特徴的な取組

生徒の「好き」を育み、「得意」を伸ばす取組を通じて、学び直しを希望する多様な年齢層の生徒や不登校経験のある学齢期生徒を包摂しつつ、学びを保障するなど、次期学習指導要領に向けた論点整理で示されている三つの方向性を先取りする形を具現化しています。

＜具体的な取組＞

- ・柔軟な教育課程の編成及び新設教科「ワールドスタディ」「パフォーマンスタイム」「よつばタイム」を中心とした探究的・教科等横断的な学びの充実
- ・アセスメントをもとにした興味・関心や思考スタイル、認知特性等の把握
- ・異年齢・異学年構成の学習グループによる協働的な学習や個に応じた自由進度学習の充実
- ・マイコーチ制による個に応じた相談機会の確保
- ・見学会や視察による特徴的な取組や指導方法等の積極的な発信
- ・学校運営協議会（令和8年度に設置）や、サポーター組織「クローバーズ」等の様々な分野の専門家や地域人材との連携・協働体制の構築 等

（4）生徒・教員の声

（生徒）・入学前は学校に行きたいと思えなかったが、今は友達ができ、学習や活動が楽しい。

- ・体験活動が多く、家にこもりがちだった自分にとって体を動かす経験は新鮮だった。
- ・一人で過ごせる空間もあり心が落ち着く。先生と距離が近く、相談しやすく、人と話す楽しさを感じられるようになった。

（教員）・学校が苦手だった子も、体験的な活動や仲間との協力を通して成功体験を重ね、自尊感情を育みながら学び始めている。

- ・生徒の「自分らしく学びたい」という思いに応えるべく、柔軟な考え方や対応ができる伴走者としての教師でありたいと思う。

2 令和8年度の市町別生徒在籍状況について（令和8年6月1日）

本校は、三重県の東西南北に及ぶ広範な地域から生徒が在籍しており、県内全域を対象とした教育機関としての役割を担っています。

【市町別】

(人)

	朝日町	川越町	四日市市	菰野町	鈴鹿市	亀山市	津市	松阪市	名張市	伊勢市	鳥羽市	御浜町	合計
夜間中学	0	0	5	1	6	1	25	3	0	4	0	0	45
多様化	1	1	1	0	4	2	17	2	3	1	1	1	34

3 三重県教育委員会の取組について

(1) 学びの多様化学校設置の手引きについて

市町等教育委員会が学びの多様化学校を設置・運営する際の参考となるよう、県教育委員会が当該校を設置・運営する際に行った開校までの準備や教育課程の編成の手続き、開校後の学校運営等についてまとめ、令和8年3月に周知するとともに、三重県ホームページにも掲載しております。引き続き、市町等における学びの多様化学校設置に向けて支援を行ってまいります。

<参考>

<https://www.pref.mie.lg.jp/GAKOKYO/HP/m0205100307.htm>



(2) 令和8年度夜間中学体験教室「まなみえ」の開催について

さまざまな事情により中学校へ十分に通うことができなかった方に、夜間中学を体験する機会を設け、夜間中学への理解を深めていただくことを目的として、令和8年度も夜間中学体験教室「まなみえ」を、県立北星高等学校を会場として実施してきました。令和9年度以降は、今年度の状況を踏まえ、今後の実施については検討します。

4 今後について

(1) 就学援助について

- ・学びの多様化学校コースの生徒に対し就学援助制度を策定いただき、中には、通学費を援助項目に含む市町もあります。また、夜間中学コースにおいても、学用品費や校外学習費などの就学支援の制度を策定していただいた市町もあります。
- ・支援を必要とするすべての生徒が等しく就学支援制度を活用できるよう、引き続き、みえ四葉ヶ咲中学校の生徒に対する就学支援の拡充を検討していただきますようお願いいたします。

(2) 令和9年度生徒募集について

学校説明会、入学希望者説明会、申請手続き等の日程や流れなどは、近日中に各市町に発出予定です。また、7月中に募集要項等を各市町に配付します。

(3) 県立みえ四葉ヶ咲中学校の取組の発信について

今後も引き続き、本校の取組等を積極的に発信してまいりますので、必要に応じて、御参考にいただきますようお願いいたします。

9 ネクストハイスクール構想に基づく取組について

1 背景

(1) 社会状況の大きな変化（「2040年問題」）

○国は、産業構造や社会システムの変化に伴う労働力需給のギャップにより、2040年頃には地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカーが450万人、数理・デジタル等の理系専門人材が330万人不足することに強い危機感を持ち、産業イノベーションを担う人材の育成を重要課題と位置付けています。

○2040年頃には、少子高齢化や生産年齢人口の減少、地方の過疎化が一層深刻化すると見込まれます。国は、人口減少地域に、魅力ある学びの選択肢を増やすため、地域の教育資源を活かした学びや遠隔授業を活用した学びの実現が重要だと考えています。

(2) 国における高校教育改革の構想

「2040年問題」をふまえ、各都道府県に高校教育改革を先導する拠点校（改革先導校）を創出し、成功事例を域内の他校へ普及させるため、国は、令和7年度補正予算で総額2,955億円を計上し、各都道府県に対して、令和10年度までの3年間で最大62億円を支援することとしました。

2 基金を活用した高校教育改革促進事業（事業概要）

高校教育改革を先導する拠点として、国が示す3つの類型ごとに、それぞれ1～2校を選定し、本県の地域課題や産業構造をふまえた事業計画を策定するものです。計画には、教育改革と一体的に行う最先端設備の導入や施設の改修・整備を盛り込んでいます。

3 本県における取組方針と推進体制

(1) 3つの類型での取組方針

類型1 「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援」での取組

地域産業や社会基盤を支える専門人材を育成するため、産業界のニーズに対応した教育内容への更新や最新の施設・設備の導入を行います。

※アドバンスト・エッセンシャルワーカー：デジタル技術等を活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー（生活必須職）のこと。

類型2 「理数系人材育成支援」での取組

未来の成長分野を担う人材を育成するため、文理融合と探究学習の推進、ICTを活用した高度な学習環境の整備を行います。

類型3 「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」での取組

人口減少地域でも質の高い多様な学びを保障するため、学校間の連携や遠

隔授業システムの構築、地域の特色を活かした教育の提供を行います。

(2) 推進体制

教育委員会が主体となって、類型ごとに知事部局や民間企業、大学等が参画するプロジェクトチームを立ち上げ、拠点校の取組を支援します。また、取組の方向性や進捗状況について、地方産業教育審議会や三重県教育改革推進会議に報告し、意見を伺いながら進めます。

4 拠点校と取組

【類型1】アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援

その1 工業分野（北部地域・半導体）

拠点校	四日市工業高校（四日市市）
現状・課題	・製造業（ものづくり）がさかん ・半導体の拠点地であるが、高校生の認知度は高くない
テーマ	半導体を中心としたモノづくり人材の育成
主な取組 （教育内容）	・本科と専攻科をつなぐ5年一貫のコースを新設し、高度専門人材を育成 ・本科では、全ての学科で共通して学ぶ科目「半導体探究（仮称）」を新たに開設。各学科の切り口から半導体についてアプローチする探究学習の推進
環境整備	企業と連携しながらものづくり現場と密接につながった高度な課題研究に取り組むことができるよう、実際の半導体製造現場と同水準の機材や設備を備えた半導体ラボを新設し、最先端の実習環境を整備する。
主な連携先	三重大学、県内企業、県雇用経済部など
協力校	桑名工業高校、四日市中央工業高校

その2 農業分野（南部地域・スマート農業）

拠点校	相可高校（多気町）
現状・課題	・一次産業が主産業 ・深刻な担い手不足
テーマ	スマート農業が拓く、地域の食と農を担う人材の育成
主な取組 （教育内容）	・スマート農業の実践（ドローン、AI等の活用） ・データ駆動型農業（畜産）、新品種開発・ブランド化 ・デジタル技術を活用した測量 ・6次産業化プロジェクトの実施 〔生産：農業科、調理・加工：食物調理科、商品開発・販売：普通科〕
環境整備	データに基づいたスマート農業や6次産業化の研究や実践ができるよう、AI等を活用し生育状況を把握する牛舎や植物工場およびキッチンカー等を新設し、最先端かつ実社会とのつ

	ながりを意識できる実習環境を整備する。
主な連携先	三重大学、県内企業、県農林水産部など
協力校	久居農林高校、明野高校

【類型２】理数系人材育成支援

拠点校	伊勢高校（伊勢市）
現状・課題	・人口減少が著しい南部に位置 ・一つの高校に多様な学力層が存在
テーマ	未来を拓く人材を育成する次代の普通科教育モデルの創出
主な取組 （教育内容）	・「探究科」への改編。単位制を導入し多様な科目を開講。 ・豊かな自然や文化、観光をテーマとし、データサイエンスを取り入れた探究学習や新しい教育プログラムの開発
環境整備	協力校と連携した探究的な学びを全方位で展開できるよう、普通教室や理科室、天文台等を全面的に改修したり、探究学習のためのサイエンスルームや宿泊設備を備えた施設を新設する。
主な連携先	三重大学、皇学館大学、鈴鹿医療科学大学、県内企業など
協力校	伊勢工業高校、水産高校

【類型３】多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保

拠点校	津高校
現状・課題	・小規模校における学びの選択肢の確保
テーマ	遠隔授業システムを活用した地域連携拠点の創設
主な取組 （教育内容）	・令和７年度に整備した「遠隔授業配信センター」を津高校分教室と位置づけ、そこから多様な教科・科目を配信 ・配信校、受信校の生徒による協働研究、合同フィールドワーク、探究学習発表会を実施 ・大学や教育系民間企業と連携し、専門性の高い授業や進学希望に対応した課外授業を配信
環境整備	拠点校と協力校が合同で実験・実習や探究学習に取り組み、成果発表会を実施できるよう、理科棟に最新の実験設備や配信システムを導入したり、講堂や宿泊機能を備えたセミナーハウスを整備する。
主な連携先	三重大学、県内企業、民間教育産業など
協力校	配信：四日市高校 受信：久居高校、志摩高校、尾鷲高校、桑名北高校、他調整中

10 新しいタイプの全日制高校「みえ版フレキシブル高校」について

1 設置の背景

- ・近年、不登校経験をはじめ多様な背景を有する生徒が増えており、定時制・通信制高校への入学者が増加していることもその一例です。
- ・高校生の学習ニーズや学習スタイルの多様化が見られることから、生徒一人ひとりの学びのニーズに寄り添える柔軟な教育の仕組みが求められています。

2 概要

- ・「フレキシブル高校」とは、全日制・定時制・通信制の課程の授業を、生徒が在籍課程を変更することなく横断的に履修できる新しい制度の高校です。
- ・「みえ版フレキシブル高校」では、生徒は全日制課程に在籍しながら、連携する他校の定時制・通信制の授業を履修できる新しい学びのスタイルとなります。
- ・柔軟な学習スタイルにより、不登校経験者や体調面で朝からの通学が難しい生徒も、安心して全日制高校で学ぶことができます。

3 設置校および連携校

- ・桑名北高校、久居高校、尾鷲高校の3校をパイロット校とし、入学定員の一部に「フレキシブルコース」を設けて運用を開始します。
- ・「フレキシブルコース」の入学定員や入試方法の詳細は、令和8年7月に公表します。

設置校	学科・クラス数（人数）	連携校（課程）
桑名北高校	普通科・4クラス（160人）	北星高校（通信制）
久居高校	普通科・4クラス（160人）	松阪高校（通信制） みえ夢学園高校（定時制）
尾鷲高校	普通科・2クラス（70人）	松阪高校（通信制） 尾鷲高校（定時制）

*普通科の定員の一部に「フレキシブルコース」を設けます。

*尾鷲高校の他の学科・コースは該当しません。

4 運用開始時期

令和9年4月

5 「みえ版フレキシブル高校」の仕組み・特色

- ・「みえ版フレキシブル高校」では、連携する他の定時制高校や通信制高校の授業を受け、そこで修得した単位を卒業単位に加えることができます。（卒業に必要な74単位のうち、認定する単位数の上限は36単位です）
- ・通信制高校での単位修得をめざす場合、必要なスクーリング*を平日に自校で受講することもできます。

- ・登校する日以外は、自宅で学習を進めたり必要に応じて学校で先生のサポートを受けたりしながら、自分のペースで学ぶことができます。

*スクーリング：登校して教員から講義や実技指導を受けること。

6 今後の取組

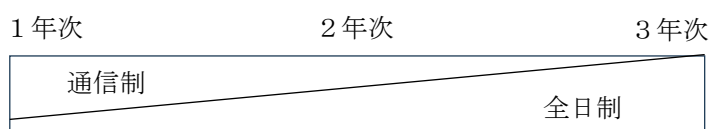
- ・令和8年度は、関心のある中学生が「みえ版フレキシブル高校」の仕組みや魅力を十分に理解し進路の選択肢として検討していただけるよう、パイロット校において個別の説明会等を実施します。
- ・令和9年度からの運用開始にむけて、準備を進めていきます。

「みえ版フレキシブル高校」のイメージ（例）

<パターン1>【桑名北高、尾鷲高】 登校日がフレキシブル（1年次の時間割の例）

	月	火	水	木	金
1					情報Ⅰ
2		体育			家庭
3		芸術Ⅰ	体育		家庭
4		芸術Ⅰ	情報Ⅰ		体育
5			総探		
6			LHR		

- ・網掛けが登校日。（自校で授業を受ける日）
- ・他校の通信制課程を併修。
- ・登校日以外は、自校でスクーリング受講またはレポート作成。（自宅での学習も可）



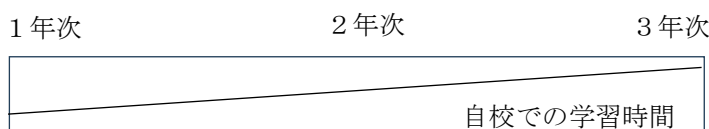
<履修のイメージ>

2年次以降は登校日を増やしていきます。

<パターン2>【久居高】 登校時間がフレキシブル

朝	1限	8:30～9:20	自校で学習または
	2限	9:30～10:20	他校の通信制課程を履修
共通タイム	3限	10:30～11:20	自校で学習
	4限	11:30～12:20	自校で学習
	昼休み SHR	12:20～13:10	
	5限	13:10～14:00	自校で学習
	6限	14:10～15:00	自校で学習
夕	7限		他校の定時制課程を履修

- ・網掛けが必ず登校する時間帯。（共通タイム）
- ・共通タイムは全ての生徒が登校。（朝、夕は選択制）
- ・共通タイムのみでは卒業単位に満たない場合、他校の通信制や定時制との併修も可能。（選択制）
- ・スクーリングは連携校で受講。



<履修のイメージ>

2年次以降は自校での学習時間を長くしていきます。

1 1 高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）の取組について

1 背景

- ・社会のデジタル化が急速に進展する中、将来の地域や産業を支える人材の育成がますます重要となっています。
- ・本県では、文部科学省の「高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）」を活用し、情報・数学等を重視した学びや、デジタル技術を活用した探究活動を推進しています。

2 概要

- ・DXハイスクールは、デジタル等の成長分野を支える人材の育成を目的として、文部科学省が令和6年度から概ね5年を見通して実施している事業です。
- ・本県では、令和8年度までに県立高校 19 校が採択されており、それぞれの学校の特色を生かした取組を進めています。

【県立高校 19 校】

- ・令和6年度採択校（13校）
桑名工業、川越、四日市農芸、四日市工業、四日市中央工業、亀山、津工業、津商業、名張青峰、松阪工業、松阪商業、昴学園、伊勢工業
- ・令和7年度採択校（5校）
神戸、飯野、宇治山田商業、伊賀白鳳、尾鷲
- ・令和8年度採択校（1校）
四日市商業

【学科別の主な取組】別紙参照

- 普通科：生成AIを活用した探究活動、大学や企業と連携した課題解決学習など
- 農業科：ドローンや自動操舵システムを活用したスマート農業の学習など
- 工業科：半導体関連技術やプログラミング等を学ぶ企業連携・海外研修など
- 商業科：アプリ開発やドローン制御などのデジタル技術を活用した実践的学習など
- 情報科：VRやゲーム開発など先端技術を活用した学習など

3 生成AIの活用事例（県立名張青峰高等学校）

名張青峰高等学校では、DXハイスクール事業の中で生成AIを活用した探究活動や授業改善に取り組んでいます。

【主な取組】

- ・英語の授業で、生徒自身が生成AIを活用して英作文の添削・改善を行い、個別最適な学びを実施
- ・情報の授業で、生成AIを活用したプログラミング実習を実施
- ・探究活動において、生成AIを活用したテーマ設定や情報整理を実施

【成果】

- ・英作文の添削を繰り返し受けることで、生徒の英語力向上につながった。
- ・生成AIを活用したプログラミングにより、情報科の学習内容への理解が深まった。
- ・探究活動において、テーマ設定や情報整理に生成AIを活用する場面が広がった。
- ・生成AIを活用した授業実践が進み、生徒のデジタル活用能力の向上につながっている。

学科別の取組事例

○普通科・探究科（川越高等学校）

データサイエンスやA I活用など、高度な探究活動の拠点として「D X探究ラボルーム」を整備しました。大学等と連携した専門セミナーを実施し、生徒の専門的な知見を深めています。さらに、生徒が企画・運営する小中学生向けデジタル体験イベントの開催を予定しており、地域における次世代のデジタル活用能力の育成につなげています。

○農業科（四日市農芸高等学校）

スマート農業技術の習得を目的とし、ドローンの操作から水田の生育状況の調査・分析、データ活用までを学ぶ実践的な実習を行っています。また、トラクター等の自動操舵システムの操作方法を習得し、農業作業の自動化・精密化に関する技術を学んでいます。



川越
「D X探究ラボルームでの生成A Iの学習」



四日市農芸
「ドローン操作の学習の様子」

○工業科（四日市工業高等学校）

半導体関連企業への訪問や技術交流等を通じて、データ分析やプログラミングをはじめとする高度な専門技術を習得しています。さらに、その学びを深化させるため、県内企業でのインターンシップや海外事業所での研修を実施し、即戦力となる実践的な人材の育成につなげています。

○商業科（津商業高等学校）

アプリ開発に応用可能なプログラミング技術や、ドローンの操作方法について学習を進めています。連携企業との協力に基づき、プログラミングによるドローンパフォーマンスショーの開催もしています。

○情報科（亀山高等学校）

地元企業や大学等との連携により、モーションキャプチャーやV R等の先進技術を活用した高度なゲーム開発に取り組んでいます。さらに、小学生等を対象に簡易動作分析ソフトを用いたゲーム体験イベントを開催し、地域の子どもたちにデジタル技術の魅力を伝えています。

○総合学科（昴学園高等学校）

地域の課題解決型学習「大台探究」において、大学や企業との連携のもと、デジタル技術を活用した探究活動を推進しています。生徒たちはオンラインで大学生から助言を受けつつ、高性能 PC 等によるデータ分析を行い、科学的根拠に基づいた課題解決に取り組んでいます。



四日市工業
「半導体関連企業への海外研修の様子（台湾）」



津商業
「ドローンによるパフォーマンスショーの様子」



亀山
「子ども向けゲーム体験イベントの様子」



昴学園
「大学生からアドバイスを受ける様子」

1 2 県立高等学校の学科・コースについて

久居農林高等学校の学科の改編

1 久居農林高校の概要

- ・明治 37 年開校以来、地域に根差した専門高校として、「農業」「家庭」の専門性を活かし、地域社会を担う将来のスペシャリストの育成に取り組んでいます。
- ・現在、農業学科（4 学科 4 学級）と家庭学科（1 学科 2 学級）を併設し、「生物・環境・生活」の情報発信の拠点として地域に貢献しています。

2 改編の趣旨

- ・本県においては、農林業の担い手不足の解消が喫緊の課題となっており、その課題を解決する人材を育成することが急務となっています。
 - ・そのために、A I・ロボット等の最先端の技術を活用した学びや、地域課題の解決に取り組む探究的な学びをととして、子どもたちに地域社会の持続可能な発展につながる多角的な視野と創造力を育むことが必要です。
 - ・農業学科の従来細分化されたコース制を見直し、令和 9 年度より「農業科学科」「園芸科学科」「環境デザイン科」の 3 学科に改編し、興味・関心に応じて学科を構成する分野を包括的・横断的に学習できるカリキュラムへと変更します。
- ※家庭学科（1 学科 2 学級）は継続します。

3 改編の概要

(1) 改編年度 令和 9 年度入学生より

(2) 学科改編の要点

【現状】

農業学科 4 学科

【学科改編後】

農業学科 3 学科

学科		コース	学科	学習内容
農業 学科	生物生産科 (1 学級定員 40 名)	食品	農業科学科 (1 学級定員 40 名)	・稲作や鶏や羊などの動物飼育 ・味噌、焼菓子などの農産加工 ・生産・加工・販売を一貫して行う 6 次産業化
		植物		
	生物資源科 (1 学級定員 40 名)	動物	園芸科学科 (1 学級定員 40 名)	・いちご、梨、ぶどうなどの野菜や果樹の栽培 ・デジタル技術を活用したスマート農業 ・野菜や果樹、草花の栽培や活用をとおした地域交流
		環境保全		
	環境情報科 (1 学級定員 40 名)	ガーデ (草花)	環境デザイン科 (1 学級定員 40 名)	・ドローンを活用したスマート林業や測量 ・イスやすのこなどの木材加工 ・自然と調和した庭づくり
		ニング (造園)		
	環境土木科 (1 学級定員 40 名)	土木・機械		

(3) 「課題研究」の高度化と魅力発信 (2、3 年生)

学びの集大成である「課題研究」において県内大学、県内企業、県・津市、地元の生産・流通業者などと連携し、より高度な探究活動に取り組み、その学びの成果を地域に還元します。

4 学科の目標や特色

【農業科学科】

<目標>

農作物や畜産、農産加工に関する専門的な知識・技術を身につけ、生産・加工・販売を一体的にとらえ、地域の農と食の関連産業を担う人材を育成します。

<特色ある学習>

- ・食の安全・環境保全に配慮した農業生産工程管理（GAP）を取り入れた稲作や、家畜の生態にもとづいた適切な飼育管理
- ・育てた農産物の加工、流通・販売までを一体的に行う6次産業化の実践的な学習

<進路> 農業法人、食品関連企業、農業職公務員、農業系四年制大学・専門学校など

【園芸科学科】

<目標>

野菜・果樹・草花の栽培技術やその活用方法に関する専門的な知識・技術を身につけ、高品質な園芸製品の生産や、植物を通じた豊かな社会づくりに貢献できる人材を育成します。

<特色ある学習>

- ・センサーで温度や水を自動管理する温室を活用した高品質な野菜と草花の栽培
- ・野菜や果樹、草花の栽培や活用をとおした地域の園児・小学生との交流活動

<進路> 農業法人、花き流通・販売企業、農業職公務員、農業系四年制大学・専門学校など

【環境デザイン科】

<目標>

林業・農業土木・造園に関する専門的な知識・技術を身につけ、豊かな自然環境の保全と災害に強く持続可能な地域社会の構築に貢献できる人材を育成します。

<特色ある学習>

- ・ドローンを活用した林業や測量、企業や行政等の外部と連携した地域の防災・減災につながる森林保全の学習
- ・生態系に配慮し、自然と調和した造園・庭園設計

<進路> 林業・土木・造園関連企業、林業・土木職公務員、農業系四年制大学・専門学校など

稲生高等学校の自動車工業コースの改編

1 稲生高校の概要

- ・稲生高等学校は、普通科（3学級）と体育科（1学級）を併設し、2学年より、進学や学力の向上を目指す「アドバンスコース」と専門学科が学べる職業実習系の「食物調理コース（家庭科）」「情報コース（情報科）」「自動車工業コース（工業科）」「ビジネスコース（商業科）」「介護福祉コース（福祉科）」の6つのコースから選択し、専門的な学習を進めています。
- ・普通科でも専門分野を学ぶことができ、自分の進路に合わせた実践的な教育を行っていることもあり、卒業後は約60%以上の生徒が地元企業を中心に就職しています。

2 改編の趣旨

- ・就職する生徒の中の60%以上が製造業に従事しており、工業教育への需要が高い実態がある中、産業界のニーズとして、製造現場で単に作業をするだけでなく、課題を発見し生産性や利益率を向上させる力（品質管理・工程管理等の学び）が求められています。
- ・そこで、現在設置されている「自動車工業コース」を令和9年度入学生より、地域の製造業のニーズにより広く対応した「工業コース」に改編し、従来の自動車整備中心の学びである「自動車分野」に加え、ものづくり全般に対応できる学びとして「ものづくり分野」のコース構成とします。
- ・このことにより、地元企業と連携した「工業の学び」を充実させ、地域産業を支える人材を育成する教育環境を整えます。

3 改編の概要

（1）改編年度 令和9年度入学生より

（2）コース改編の要点

【現状】普通科（120名）6コース

自動車工業コース、アドバンスコース、食物調理コース、情報コース、ビジネスコース
介護福祉コース

【改編後】普通科（120名）6コース7分野

工業コース（自動車分野・ものづくり分野）、アドバンスコース、食物調理コース
情報コース、ビジネスコース、介護福祉コース

○履修できる工業科目と単位数

【現状】		【改編後】
自動車工業コース		工業コース
		自動車分野 ものづくり分野
<工業科目>（単位数）		<工業科目>
工業技術基礎（4）		工業技術基礎（4）
生産技術（2）		生産技術（2） 工業環境技術（2）
自動車工学（4）		自動車工学（4） 工業管理技術（4）
自動車整備（4）		自動車整備（4） 製図（4）
企業実習（学）（2）		企業実習（学）（2）

4 学びの特色

(1) 育まれる資質・能力

- 自動車産業に限らず、広く製造業全般で活躍できる「製造現場を管理する能力」と「設計や製図に関する基礎的な力」を身につけることができます。
- Q C検定やC A D検定などの資格取得に向けた取組をとおして、生徒は計画的な学習習慣が身についたり、自己肯定感を高めたりすることが期待できます。

(2) 地域・企業と連携した実践的・体験的な学び

- 「企業実習（学）」
 - ・ 企業と学校が評価指標を共有して資質・能力を育みます。
 - ・ 受入れ先企業は、商工会議所から紹介された中から決定します。
- 新設科目を含めた工業科目における外部講師の活用
 - ・ 企業からの講師派遣により、現場の最新技術や知識を直接学びます。
 - ・ 企業での実践的・体験的な学習と学校での学習の相乗効果を図ります。
- 企業実習や地元企業と連携した学びの成果発表会

熊野青藍高等学校全日制普通科のコースの新設

1 熊野青藍高校の概要

- ・令和7年4月に開校した県立熊野青藍高等学校では、木本高等学校と紀南高等学校のそれぞれの取組の成果を生かして、「仲間とつながる 地域とつながる 全国・世界とつながる」をコンセプトとした新たな学びに取り組んでいます。
- ・現在、全日制・普通科（木本校舎3学級）、全日制・総合学科（木本校舎1学級）、（紀南校舎1学級）、定時制・普通科（木本校舎1学級）があり、各学科の特色に応じた学びを進めています。

2 新設の趣旨

熊野青藍高等学校（木本校舎）普通科では、これまで入学者選抜で定員120人を募集し、入学時に特進コース（定員40人）と普通コース（定員80人）の教育課程が異なる2つのコースに分け、学習を進めています。

令和9年度入学者選抜からは、入学者選抜の段階で普通科（定員80人）と普通科・アドバンスコース（定員40人）に分けて募集します。志願者は出願時点で両コースの違いを検討し、目的に応じたコースを決めて出願できるようになります。

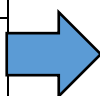
3 新設の概要

（1）改編年度 令和9年度入学生より

（2）コースの新設の要点

【現状】

令和8年度入学生
普通科：定員120人



【コース新設後】

令和9年度入学生
普通科：定員80人
普通科・アドバンスコース：定員40人（新設）

※総合学科（木本校舎・紀南校舎）、定時制・普通科（木本校舎）は変更なし。

4 普通科・アドバンスコースの特色

普通科・アドバンスコースでは、現在の熊野青藍高等学校（木本校舎）普通科特進コースの特色ある学びを継続します。

- ・国公立大学や難関私立大学への進学を目標に、日々の授業を通じ、生徒の学ぶ意欲や学問分野への興味・関心等を高めます。
- ・特に三重大学には、医学部・教育学部の地域枠推薦制度も活用して多くの合格をめざし、将来医療や教育の分野において、地域社会で活躍できる人材を育成します。
- ・難関大学に合格できる学力をつけるため、普段の授業や進学補習、夏季集中セミナー、県の遠隔配信センターによる遠隔授業等で早期から発展的な学習に取り組みながら、主体的に学ぶ力を育成します。
- ・「アドバンスコース担任会」や「進路検討会」等を計画的に実施し、個々の生徒の成績と必要な受験対策等を多面的に検討し、個別面談等を通じた質の高いアドバイスをを行いサポートします。

1 3 部活動の地域展開等について

1 三重県部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動の推進等に関する方針について

(1) 主な改訂の内容

①地域クラブ活動の認定制度の導入

ア 認定制度の概要

市町が定める認定要件及び認定手続きに基づき、市町が認定を行います。

イ 認定のメリット

- ・財政支援（国補助の対象）
- ・学校施設の優先利用、県立学校体育施設使用料の減免

②現代的な課題への対応

I 「三重県部活動ガイドライン」（対象：中学生・高校生等）

【項目の更新】

- ・2（6）「体罰等の根絶」

→「暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶」

【主な追記事項】

- ・スマートフォン・SNS等の普及に伴う生徒間でのトラブルが、誹謗中傷等の人権侵害及び犯罪につながりうることを指導し、生徒同士の不適切行為の防止にも留意する。
- ・不適切行為の防止、生徒指導・保護者対応、安全管理・事故対応等にかかる指導者に対する具体的な研修内容の例示。
- ・落雷の具体的な兆候や活動の中止、中断の判断が的確に行えるよう、気象庁提供情報を活用した対応を明記。

(2) 今後の対応

令和8年3月現在、4市町において認定制度運用、25市町において検討していただいていると聞いていますが、県ガイドラインを参考にさせていただきます。取組を進めていただきますようお願いいたします。

また、部活動における生徒輸送の安全対策等については、6月に実施した現状調査の結果や国の動向を注視し、必要に応じて本ガイドラインの改訂について検討を行います。

2 部活動地域展開等に係る補助事業について

(1) 国補助事業（運動部活動の地域展開等推進事業）

現在、国の補助事業については、26市町で活用いただき、取組を進めていただいているところです。

6月17日付けで、3次募集の案内をお送りしております。募集期間は11月30日までとしていますので、ご検討をお願いします。

補助内容	補助率		
①休日の地域クラブ活動費の支援…15市町 ②地方公共団体の体制整備等…7市町 ④中学校における部活動指導員の配置支援…24市町	国 1/3	県 1/3	市町 1/3
③平日も含めた地域展開の加速化のための 重点課題への対応…2市	国 10/10		
⑤経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援…2市町	国 1/2	市町 1/2	

①～⑤の数字は、国のポンチ絵に合わせています。

(2) 県単独補助事業（部活動の地域展開等スタートアップ補助事業）

12月18日まで申請可能としており、随時募集中です。

国補助の対象外となる次の経費への補助事業です。

- i 国事業の上限を超える活動への経費等
- ii 本年度中の地域クラブ活動実施計画がない取組への経費 等

補助内容	補助率	
Ⅰ指導者配置・育成に関する取組 ・地域クラブ活動の指導者への報酬等(i) ・指導者研修会・講習会の開催(ii) ・公認指導者資格の取得支援(ii) 等 Ⅱ体制整備・検討支援に関する取組 ・コンサルタントの活用による推進計画策定支援、財源確保に関する方策の助言等(i) 等	県 1/2	市町 1/2

(単位：千円)

	国補助事業(国費+県費)	県補助事業
予算額	382,424	4,850
執行見込額	177,526	424
申請市町数	26市町	1市町

3 部活動における生徒輸送の現状調査について

(1) 調査について

- ①実施時期 令和8年6月
- ②対象となる活動 令和7年度中の遠征*
*公式大会、コンクール、練習試合、合同練習・演奏、学校外での取材活動等

③項目

- ア 各校における遠征回数と輸送手段ごとの実績・現状
- イ 令和7年度中の輸送中の事故の発生状況
- ウ 部活動の生徒の移動にかかる要望や課題と考える事項(任意)

(3) 今後の対応について

国の動向を注視しつつ、調査結果を踏まえて、必要な対応策について検討したうえで、情報提供します。

運動部活動の地域展開等推進事業

事業の目的

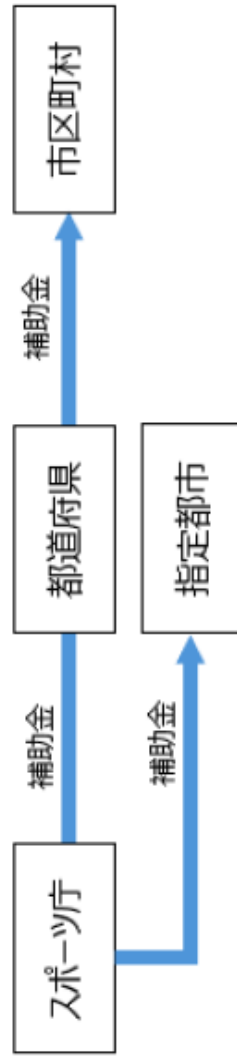
中学校の運動部活動の地域展開等と地域スポーツ・文化芸術環境の一体的な整備に向け、運動部活動の地域展開等の推進に必要な経費のうち、都道府県、指定都市及び市区町村（指定都市を除き、市区町村等の一部事務組合を含む。以下同じ。）が要する経費についての補助を行い、もって将来にわたり子供たちがスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的とする。

＜補助割合と支援スキーム等＞

（１）運動部活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援）

- ① 休日の地域クラブ活動費等の支援（国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）※
- ② 地方公共団体の体制整備等（国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）※
- ③ 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応（補助割合：国10/10）
- ④ 中学校における部活動指導員の配置支援（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3）※

※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3

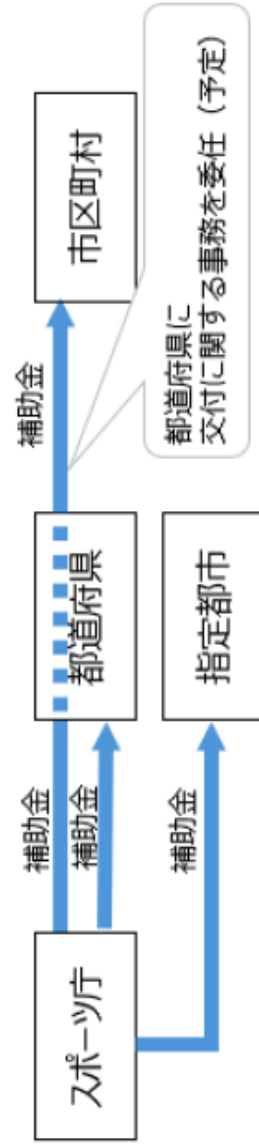


一体的に執行

（２）運動部活動の地域展開等推進事業（経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援）

- ⑤ 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援（補助割合：国1/2、指定都市・市区町村：1/2）※

※都道府県が実施主体の場合は国1/2、都道府県1/2



理念・方向性

～ 三重県の地域展開に対する考え方 ～

- 子どもたちが目的や関心に応じて活動を選択でき、主体性を育むことができる学びの場であるとともに、心身の健やかな成長と自立が促され、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむための土台をつくる場として発展させることをめざす。
- 子どもたちが幅広い世代の人々と豊かに交流することで、地域への愛着を持ち、成長できる場となるよう、地域全体で関係者が連携して発展させることをめざす。

事業内容

市町が地域展開に向けて実施する取組のうち、スポーツ庁・文化庁「部活動の地域展開等推進事業」の対象とならないものを本事業の対象とします。

文科省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月）及び

「三重県部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動の推進等に関する方針」に基づき、部活動の地域展開等の取組を推進

I. 指導者配置及び育成補助

- ① 指導者報酬等補助（報酬、報償費、旅費、役務費（保険料））

・ 謝金上限額：1,600円/時間 以内 ※注1

・ このほか、研修会・講習会等の講師謝金・旅費にも充当可能

※注1：対象経費総額に補助率を乗じた額から千円未満を切り捨てる



- ② 公認指導者資格取得経費補助

・ 補助額：5,000円/人 以内



II. コンサルタント派遣費等補助

コンサルタントの活用にあたっては、市町が民間事業者等と個別に契約を締結し、その経費のうちコンサルタント派遣に係る経費を補助対象とします。

参考業務内容 以下に示す内容は参考例であり、各市町の実情に応じて必要な業務内容を整理のうえ申請してください。

【民間事業者（2社）】

○業務委託費：目安：20～100万円（半年～1年間）

○オンラインミーティング（年6～12回程度）、訪問支援（～年6回程度）

○国・県・市の方針に沿った計画の策定支援 ○他自治体の事例共有

○電話・メール等による随時相談対応 ○市民向けリーフレット作成・説明会企画

○運営団体・実施主体等の立ち上げノウハウの提供

○運営業務の整理・フロー設計支援 ○専用アプリ試用



【個人実業家】（※部活動改革の先駆者・R7他自治体総括コーディネーター）

○業務委託費：目安：60万円（1年間）

○検討会議・協議会への参加（年数回）

※訪問の場合は交通費・宿泊費等は別途相談

○市への助言

○電話・メール等による随時相談対応



14 令和9年度以降の法定・悉皆研修の実施について

研修推進課

1 若手教職員を取り巻く状況と法定・悉皆研修の再編について

近年、学校教育を取り巻く課題は多様化・複雑化しており、将来の予測が困難な時代に直面しています。本県においては、経験豊かな教職員の退職と若手教職員の急増により、教職員の年齢構成が大きく変化しています。こうした状況の中、これまで培われてきた教育実践や指導の知見を次世代へ継承するとともに、若手教職員を組織的・計画的に育成していくことが重要な課題となっています。

令和6年度のアンケート調査では、教職2～3年目の教職員の多くが、学習指導や生徒指導等に不安や悩みを抱えている実態が明らかになりました。一方で、法改正に伴い、令和8年度より初任者研修の校内研修時間を削減したことから、初任者研修終了後も継続的に若手教職員を支援・育成していくことがこれまで以上に必要です。

そこで、令和9年度より、教職2～3年次研修・教職6年次研修・中堅教諭等資質向上研修Ⅰにおいて「校内研修」等の再編を実施します。これにより、初任者研修、教職2～3年次研修、教職6年次研修、中堅教諭等資質向上研修Ⅰ・Ⅱの受講者が、ともに学び合う機会をつくります。また、不安や悩みをかかえる若手教職員に対して、所属校の教職経験の異なる教職員が、学級経営や学習指導、生徒指導等についてともに学び合うことで、教職員の教育力の向上を図ります。

2 令和9年度からの変更点（別紙1）

令和8年度は初任者研修の変更を実施しました。令和9年度からは、教職2～3年次研修・教職6年次研修・中堅教諭等資質向上研修Ⅰにおいて、校外研修・校内研修を変更します。

（1）教職2～3年次研修での校外研修【7回】

年1回ごとの一斉研修では、学習指導や生徒指導等について学び、同年次との交流の機会を確保することで、各自が実践を振り返り、今後の見通しを持ちます。

（2）教職2～3年次研修での校内研修【2、3年次で各5回】

初任者研修で削減された時間を補完し、授業力やコミュニケーション力等、より実践的なスキルの向上を図ります。

（3）教職6年次研修での校内研修【2回】

中堅教諭等資質向上研修Ⅰの校内研修の2回を移行し、実践的指導力の向上を図ります。

※ 令和9年度は移行期のため、令和8年度初任者研修受講者（令和9年度教職2年次）は新たな研修を、令和7年度初任者研修受講者（令和9年度教職3年次）は、従来の研修を受講します。

3 校内研修への支援について

(1)「校内研修の手引き」の作成

校内研修の進め方を提示し、教職員の協働的な学びを促進します。

(2)「教職員研修ハンドブック」の作成（別紙2）

学習指導・生徒指導等の取組の支援について、引き続き掲載していきます。

(3) オンデマンド研修コンテンツの充実（別紙3）

多くの教職員の課題の解決に向けて、オンデマンド研修用コンテンツを充実させ、教職員の学びをサポートします。

4 今後の予定

7月 8日	市町等教育長会議にて説明
9月	県立校長会、小中学校長会代表者会にて説明
10～11月	市町等教育委員会訪問・説明
3～4月	各該当校へ実施要項を送付

「新たな教師の学びの姿」の実現をめざしてー

これまで実施されていた初任者研修の校内研修時間の一部を教職2～3年次研修に移行することを機に、法定・悉皆研修の再編を行い、教職員の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を通じた「新たな教師の学びの姿」の実現をめざします。

	校外研修	校内研修
初任者研修	令和8年度～ ■年間15回【変更なし】 一斉研修（5回）【令和7年度まで4回】 授業実践研修（3回）【令和7年度まで4回】 生徒指導実践研修（1回） 選択研修（6回） 〔異校種連携研修（1回） ネットDE研修（1回） 個別選択研修（4回）〕	令和8年度～ ■最大150時間【令和7年度まで180時間】 ◆指導教員等による直接指導内容 ・初任者による提案授業 ・示範授業の参観 ・授業全般に係る指導 ・授業以外の指導
教職2～3年次研修	令和9年度～ ■2年間で7回 【現行を校外研修に整理する】 一斉研修（2年次に1回） （3年次に1回） 選択研修（2～3年次の間で5回） 〔社会体験研修（2回） 個別選択研修（3回）〕	令和9年度～ ■2年間で10回【現行0回】 2年次（5回）、3年次（5回） ・実践的スキルの習得 ・授業力の向上 ・同僚とのコミュニケーション力の向上
教職6年次研修	令和8年度～ ■年間5回【変更なし】 一斉研修（2回）【令和7年度まで1回】 授業実践研修（3回）【令和7年度まで4回】	令和9年度～ ■年間2回【現行0回】 ・教育諸課題への対応力の向上 ・組織内の役割の理解 ・同僚とのコミュニケーション力の向上
中堅教諭等資質向上研修Ⅰ	令和8年度～ ■年間6回【変更なし】 一斉研修（2回）【令和7年度まで1回】 授業実践研修（3回）【令和7年度まで4回】 生徒指導実践研修（1回）	令和9年度～ ■年間7回【現行9回】 ・教育諸課題への対応力の強化 ・専門的な指導力の向上 ・組織の中核としての貢献 ・同僚への支援
中堅教諭等資質向上研修Ⅱ	令和8年度～ ■年間4回【変更なし】 一斉研修（2回） 選択研修（2回）	令和8年度～ ■年間6回【変更なし】 ・学校運営や諸課題への解決策の立案・貢献 ・専門的な指導力の発揮と若手教職員の牽引 ・課題や研究への主体的な関わり

初任者研修の校内研修1回を1時間以上とし、各5回（合計10回分）を移行し、教職2～3年次の学びを補完する

中堅教諭等資質向上研修Ⅰの2回を上研修1の2回を移行し、教職6年次の学びを補完する

令和9年度以降の校内研修の内容

- 教職2～3年次研修
第1、2回（共通）
・授業公開＋事後検討会（第1回）
・授業参観＋事後検討会（第2回）
第3～5回（選択）
・右から選択して実施
- 教職6年次研修
第1、2回（選択）
・右の※以外から選択して実施
- 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ
第1～4回（共通）
・ネットDE研修1講座受講後の校内学習会（第1回）
・生徒指導実践研修受講後の校内学習会（第2回）
・校外研修後の選流会（第3、4回）
第5～7回（選択）
・右から選択して実施
- ◇各ステージに応じた資質・能力の向上を図るため、校内の他の研修との重複を避けて実施します。
- ◇原則、校内で行うものとします。

- 選択して実施する内容
（「校内研修の手引き」を参照し実施する）
・授業公開＋事後検討会（※）
・授業参観＋事後検討会（※）
・指導案検討会
・事例検討会
・実践交流会
・実践を深める学習会
・研修講座の選流会
・ネットDE研修を活用した学習会
・「教職員研修ハンドブック」を活用した学習会
（※）については、教職2～3年次研修と中堅教諭等資質向上研修Ⅰの内容とする。

校内研修を充実させるために～3つの支援～

- ①「校内研修の手引き」の作成
教職員の「個別最適な学び」や「協働的な学び」の実現に向け、効果的な校内研修の進め方などを掲載した「校内研修の手引き」を作成します。
この手引きを活用することで、同僚との協働的な学びが促進されるようにします。
- ②「教職員研修ハンドブック」の作成
「教職員研修ハンドブック」を作成し、校内研修で活用できるようにします。
学習指導や今日的な教育課題への取組、「考えてみよう」のコーナーなど、校内研修で取り組みやすい内容も掲載します。
- ③オンデマンド研修用コンテンツの充実
多くの教職員が感じている課題の解決に向けて、オンデマンド研修用コンテンツを充実させます。校内研修での活用を推奨し、教職員の学びをサポートします。

保護者との連携

学校教育を円滑に進めるために、学校は家庭とのパートナーシップを築くことが不可欠です。保護者が学校の教育活動に積極的に参加することによって、生徒指導は効果的なものになるといっても過言ではありません。保護者との関係づくりを進めるための代表的な手段としては、学級・学年・学校だより等の通信、保護者会、PTA、三者面談、学校行事などが挙げられます。また、あらかじめ、学校から保護者に速やかに電話連絡する事項を明確化し（例えば、児童生徒が転んでけがをした、児童生徒同士のけんかがあったなど）、そのようなことが起きた場合には、躊躇せず、すぐに連絡することが保護者との信頼関係の構築に寄与することになります。さらに、学校の生徒指導基本方針等について、保護者と学校との間で共通理解を持つために、学校の教育目標や校則、望まれる態度や行動、諸課題への対応方針等について、保護者に周知し、合意形成を図ることが求められます。

1. 学校からの連絡について

(1) 連絡内容

- ・学校や学年、学級の教育目標や指導方針、評価規準・方法 など
- ・学校における学習指導、学習活動 など
- ・学校、学級での生活の様子 など
- ・学業成績の連絡（通知表の項参照）
- ・事務的な連絡、諸調査 など
（各種行事等の案内・連絡、給食費・学級費等の集金依頼、調査等の依頼 など）

(2) 連絡方法

- ・ホームページや学校通信、学年通信、学級通信、連絡帳などの文書によるもの
- ・家庭訪問
- ・電話、学校メール配信システム
- ・PTA総会、個別・学級・学年懇談会、地区懇談会等の会合

(3) 連絡上の留意点

- ・保護者への連絡は、校長を最終責任者とする公的な連絡であることに留意しましょう。
- ・長くなりそうなことや複雑な用件、大切な連絡は、電話での話よりも、家庭訪問など、保護者と直接会って話をしましょう。
- ・計画的、組織的に行いましょう。
- ・わかりやすい表現で、できる限り詳しく、正しく伝えましょう。
- ・文書の場合は、誤字や脱字に注意して作成するとともに、確実に読んでもらうための工夫をしましょう。
- ・必要に応じて啓発的なものを取り入れるようにしましょう。
- ・保護者の思いや意見等を把握するようにしましょう。

【コラム】保護者への対応について

- ・保護者の願いや要望等を謙虚に傾聴するよう心がけましょう。
- ・日頃から連携を密にし、情報収集に心がけましょう。
- ・いじめ等、必要な情報は管理職へ速やかに報告し、学校内で共有しましょう。
- ・その場で無理に回答を出そうとせず、他の教職員や管理職と情報共有し、次の対応について検討しましょう。

2. 家庭訪問

「保護者との連携」の具体的な例の一つとして、家庭訪問があります。家庭訪問には、学年始め等に定期的に行う場合と、それとは別に必要に応じて行う場合があります。

(1) 定期的に行う家庭訪問

保護者は、自分の子どもが学校でどのように生活しているのかを知りたいと思っています。授業や休み時間の様子や友人関係等についての話をしましょう。また、家庭での様子や生活習慣、家庭学習について、たずねてみましょう。

○ねらい

- ・教師と保護者との相互理解、協力を図ります。
- ・家庭における児童生徒の生活態度、生活習慣等について把握します。
- ・家庭の様子や生活背景、近隣の地域環境を把握します。

○内容

【家庭における児童生徒の状況】

- ・健康状態や食事、睡眠の傾向
- ・友人関係
- ・家庭での様子
- ・スマホ等の使用状況や使用に係る家庭でのルール
- ・本人のよさやがんばっていること
- ・本人に対する保護者の思い など

【学校における児童生徒の状況】

- ・学校や学年、学級の教育目標や担任の考え
- ・友人関係
- ・休み時間の様子
- ・学習意欲や態度
- ・本人のよさやがんばっていること
- ・給食や清掃活動等の様子 など
- ・部活動等の様子

○留意事項

- ・訪問予定時刻をきちんと守り、無理のない時間で話し合えるようにしましょう。
- ・プライバシーに関わる情報は、その秘密を固く守るようにしましょう。
- ・管理職に報告する必要がある内容は、速やかに報告しましょう。

(2) 必要に応じて行う家庭訪問

必要に応じて行う家庭訪問の場合、機を逸しないで行うことが大切です。内容が複雑であったり、誤解を招く可能性があったりする場合は、まず電話で訪問内容を簡潔に伝え、直接訪問し、顔を合わせ、話をしたほうがよいでしょう。

○ねらい

- ・学校における児童生徒の状況を事実に基づいて伝えます。
- ・教師と保護者との相互理解、協力を図ります。

○留意事項

- ・訪問予定時刻をきちんと守り、無理のない時間で話し合えるようにしましょう。
- ・内容によっては、学年主任や生徒指導担当等と一緒に複数での訪問をしましょう。
- ・児童生徒のよいところを認め、課題があれば、ともに解決をめざすよう話をしましょう。
- ・スクールカウンセラー等が家庭訪問する必要がある際は、校長の指示のもと必ず教師が同伴しましょう。
- ・管理職に報告する必要がある内容は、速やかに報告しましょう。

♀ 考えてみよう！

- ・保護者との信頼関係を築くために、
 - 保護者と対話する際のポイントを話し合いましょう。
 - 学校・学級の通信や学校 Web ページなど、情報発信の方法や内容について見直してみましょう。
- ・ネットDE研修の講座名「根拠に基づいた保護者*理解・保護者*対応」を視聴して、感想を話し合いましょう。また、動画の「第3章 やってはいけない対応について」を視聴して、これまでの自身の経験と照らし合わせて、振り返ってみましょう。

教職員の学びを支援する「ネットDE研修」動画一覧

(令和7年度新規作成分)

カテゴリ	タイトル／講師名
教育一般	タイトル：「校内研修の充実に向けて」 講師： 加治佐 哲也（兵庫教育大学 学長特別顧問 前兵庫教育大学長 客員教授）
	タイトル：「学校における子どもの非認知能力の育て方」 講師： 中山 芳一（All HEROs 合同会社 代表）
	タイトル：「ドラッカーから学ぶ本当のマネジメント」 講師： 藤田 勝利（桃山学院大学 特任教授）
コンプライアンス	タイトル：「学校での児童生徒性暴力等から子どもたちを守る」 講師： 藤岡 淳子（一般社団法人もふもふネット 代表理事） 講師： 坂田 仰（淑徳大学 教授）
男女共同参画 次世代育成支援	タイトル：「～学校から始めよう～男女共同参画社会の実現に向けて」 講師： 石井 由美（三重県男女共同参画センター 所長）
学校経営	タイトル：「次世代型ミドルリーダーをどう育むか」 講師： 住田 昌治（学校法人 湘南学園学園長）
授業方法	タイトル：「はじめての複式学級指導～授業づくりの土台～」 講師： 廣川 清治（三重大学 教育学部 准教授）
	タイトル：「主体的な学びを実現する授業デザイン～指導と評価の一体化に向けて～」 講師： 伏木 久始（信州大学 教授）
教科指導等	タイトル：「—中学校数学—数学的活動における授業づくりについて」 講師： 黒田 大樹（岐阜聖徳学園大学 教育学部 准教授）
	タイトル：「廃液処理について」 講師： 榎本 貴之（三重県立津西高等学校 教諭）
	タイトル：「探究的な学びを支える社会系教科の授業づくり」 講師： 角田 将士（立命館大学 教授）
	タイトル：「自立した「書き手」を育てる—方略を活用した授業づくり—」 講師： 中井 悠加（広島大学大学院 人間社会科学研究科 准教授）
学級経営	タイトル：「よりよい学級経営の実践に向けて—学級経営の基礎・基本 実践編—」 講師： 赤坂 真二（上越教育大学 学校教育研究科 教授）
	タイトル：「根拠に基づいた保護者*理解・保護者*対応 —正解はないが、不正解はある やってはならない10の保護者対応—」 講師： 松浦 直己（三重大学 教育学部 教授）
生徒指導 教育相談	タイトル：「ヤングケアラー支援について」 講師： 市川 茂 （三重県子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課 ヤングケアラーコーディネーター）
	タイトル：「生徒指導の意義と方法」 講師： 野田 正人（国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導センターフェロー）
特別支援教育	タイトル：「聴覚障がい者とコミュニケーションについて～手話が広く使われる社会～」 講師： 深川 誠子（一般社団法人 三重県聴覚障害者協会 会長） 山本 喜秀（一般社団法人 三重県聴覚障害者協会 事務局長） 手話通訳： 加藤 恵美（一般社団法人 三重県聴覚障害者協会）
	タイトル：「通常学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもへの対応」 講師： 森 浩平（三重大学 教育学部 准教授）

15 令和9年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について

1 募集定員策定の基本的な考え方

県立高校の募集定員については、教育の機会均等や多様な選択肢の確保等を考慮しながら、中学校卒業見込み人数、高校進学率、県内外への流入流出の状況、中学生の進路状況や高校への入学状況等を勘案し、「県立高等学校活性化計画」をふまえて総合的に判断し策定しています。

募集定員総数については、「公立高等学校の教育上の諸課題についての相互理解と、本県における高等学校教育の円滑な推進に資する」ことを目的として設置した「三重県公立高等学校協議会」（以下「公私協」という。）での協議を経て策定しています。

公私協では、「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」が令和4年2月16日にまとめた「令和9年度までの募集定員の公私比率等について」（以下「提言」という。）をふまえ協議することとしています。

なお、募集定員総数が策定された後は、県教育委員会と私立高校それぞれが、学校ごとの募集定員を策定しています。

【提言の要点】

令和4年3月から令和9年3月までの5年間で、中学校卒業生数が約1,000人減少することが見込まれる中、本県の高校が次代を担う三重の子どもたちにとって魅力ある学びの場であり続けられるよう、公私が切磋琢磨して取り組むことが大切である。今後も中学生の進路保障の観点を重視し、県民の理解が得られるよう、募集定員を策定することが求められる。

- 県立高校は、県内の広域にわたり学校を設置し、普通科や専門学科、総合学科を設置するなど多様な選択を可能にしている。私立高校は、設置者独自の建学の精神に基づき、個性豊かで特色ある教育活動を、経営の安定に努めながら展開している。このように、公私で担うべき役割や特性がそれぞれあることから、公私が協調して協議を行って募集定員総数を策定し、子どもたちの選択肢の維持・充実を図る必要がある。
- 地域ごとに中学校卒業生数の増減の状況、県立高校と私立高校の設置数や学校規模、中学生の進路状況などが異なることを勘案すると、各地域の公私比率については、桑名・四日市地域、鈴鹿・津地域、伊勢地域では、県立高校がやや低く、私立高校がやや高くなるように、松阪地域、伊賀地域では、現在と大きく変わらないように策定されることが適切である。（※尾鷲・熊野地域は県立高校のみ）
- その結果、県全体の公私比率については、中学生の進路希望や進路状況などが毎年度変化することから正確に予測することは難しいものの、令和9年度には県立高校が74.0～74.5%程度、私立高校が26.0～26.5%程度となることが見込まれる。

2 令和9年度募集定員総数の策定

(1) 令和9年3月中学校卒業見込み人数

令和9年3月の県内の中学校卒業生数は、令和8年3月の卒業生数 15,511 人に比べ 208 人減少し、15,303 人となることが見込まれます。【資料1 ①②】

(2) 令和9年度県内全日制高校入学見込み人数

全日制課程の募集定員総数は、県内全日制高校入学見込み人数をもとに策定しています。県内全日制高校入学見込み人数は、中学校卒業見込み人数（①）に、全日制計画進学率（②：来春の中学校卒業生のうち、県内外の全日制高校へ進学すると見込まれる割合）と流出入率（④：全日制高校進学者の県外への流出や県外からの流入の状況を示す割合）を乗じて算出しています。

※（ ）内は前年度比

① 令和9年3月中学校卒業見込み人数 **15,303 人（▲208）**

※R8.5.1 調査の数値に基づき算出。この項のみ R8.3 中学校卒業生数（実績値）との差

② 全日制計画進学率 **87.6%（▲0.5）**

卒業年月	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3	R8.3
12月希望	90.6%	90.0%	90.0%	89.1%	88.0%	87.8%	87.6%	87.2%
実績進学率	89.6%	89.2%	88.9%	88.1%	87.2%	86.6%	86.1%	85.9%
					87.6%			

※毎年中学校3年生に実施している12月進路希望状況調査における全日制高校への進学希望者の割合と、実際に全日制高校に進学した実績進学率を用いて、1～3年前の進路希望調査と4、5年前の実績進学率の5か年平均値で算出

③ 令和9年度全日制高校進学見込み人数（①×②） **13,405 人（▲265）**

④ 流出入率 **98.7%（±0.0）**

卒業年月	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3	R8.3
流出入率	98.4%	98.4%	98.9%	98.5%	98.6%	98.7%	98.6%	98.9%
					98.7%			

※県内の公立私立全日制高校への入学者数（県外からの入学者数を含む）を、県内中学校から国公立私立全日制高校への進学者数（県外への進学者数を含む）で割った値の5か年平均値で算出

⑤ 令和9年度県内全日制高校入学見込み人数（③×④） **13,231 人（▲261）**

(3) 令和9年度県立高等学校募集定員総数

ア 公私協における協議

(令和8年度募集定員総数について)

令和7年度の公私協では、三重県私学協会より公私協に対し、授業料の実質無償化を理由に、令和8年度の私立高校募集定員総数については令和7年度のまま維持したい旨の申出書が提出されました。

協議の結果、公私それぞれが、県内全日制高校入学見込み人数が265人減少すること、生徒の進路保障や県民の理解を得るなど提言の理念を尊重することをふまえ、令和7年度の各募集定員総数の範囲内で策定することとなりました。

このことを受け、県教育委員会は、令和8年度の県立高校の募集定員総数を、令和7年度の10,240人に比べ240人少ない10,000人とししました。

なお、私立高校の募集定員総数については、令和7年7月の公表時には、令和7年度と同数の3,565人としていましたが、その後、三重県私学協会から県へ、令和7年度より115人多い3,680人になったとの報告がありました。

(令和9年度募集定員総数について)

令和8年度の公私協では、無償化の影響など今春の中学校卒業者の進路状況について検証したうえで、令和9年度募集定員総数については、以下のとおり策定することとなりました。

令和9年度の募集定員総数については、私立高校授業料の実質無償化や、公立高校におけるネクストハイスクール構想など、中学生の進路選択に大きな影響を与えうる要素が新たに生じていることから、当面、中学生の志望動向を注視していく必要があります。

こうしたことから、令和9年度募集定員総数については、公私それぞれが、中学生の進路保障、県民の理解、多様な選択肢の維持など提言の理念をふまえたうえで、県内全日制高校入学見込み人数が261人減少することを勘案し、令和7年7月公表時の募集定員総数（県立10,000人、私立3,565人）を上限に、募集定員を策定することとする。

イ 全日制課程

公私協における協議や今春の県立高校への入学状況等をふまえ、前年度の10,000人に比べ240人少ない9,760人となりました。

令和9年度県立高等学校全日制募集定員総数 9,760人 (▲240)

《参考》

- ・ 私立高等学校全日制募集定員総数 3,565人 (± 0)
- ・ 公私比率 県立：私立＝73.8%：26.9%
(▲0.3：+0.5)
- ・ 重なり(※) $9,760 + 3,565 - 13,231 = 94$ 人 (+21)
0.7% (+0.2)

(※)募集定員総数は、県内全日制高校入学見込み人数よりも一定数多く設定しており、当該分は公私双方の募集定員（重なり）として扱っています。これは、県立と私立それぞれの高校が互いに切磋琢磨して、特色化・魅力化が図られるよう設けているものです。

ウ 定時制課程

前年度と同数の770人を募集することとしました。

エ 通信制課程

前年度と同数の500人を募集することとしました。

3 今後の対応

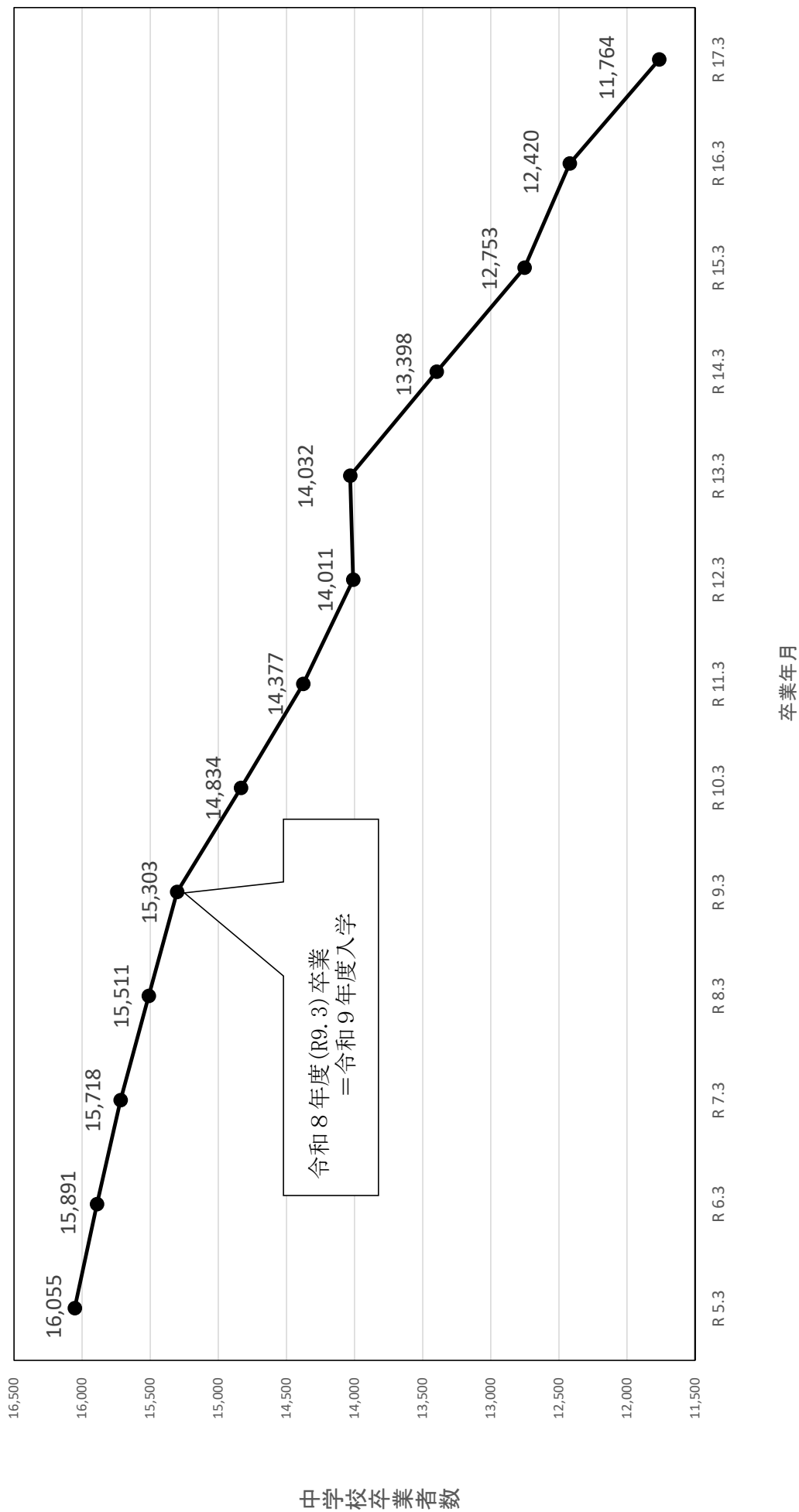
各県立高校の募集定員は、中学生が自らの進路について考える時期を十分に与えることができるよう、毎年度夏休み前の7月上旬に公表しています。今年度も教育委員会定例会において、各県立高校の募集定員について審議・決定し、例年と同様の時期に公表する予定です。（※各私立高校の募集定員についても、県私学協会から同日公表予定）

また、令和8年3月に公私協のもとに設置した「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」において、令和10年度以降の公私比率等について検討を進め、今年度中に考え方をとりまとめる予定です。

三重県中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

資料 1-①

令和8年5月1日 教育政策課調べ



中学校卒業生数

三重県 中学校卒業者数の推移と予測(含社会増減)

令和8年5月1日 教育政策課調べ

	R 5.3 卒業	R 6.3 卒業	R 7.3 卒業	R 8.3 卒業	R 9.3 現中3	R 10.3 現中2	R 11.3 現中1	R 12.3 現小6	R 13.3 現小5	R 14.3 現小4	R 15.3 現小3	R 16.3 現小2	R 17.3 現小1
桑名	卒業者数												
	前年度対比	1,979	1,956	1,988	1,917	1,943	1,829	1,816	1,764	1,733	1,665	1,602	1,456
	R8.3対比		-23	32	-71	26	-75	-13	-52	-31	-68	-63	-146
四日市	卒業者数												
	前年度対比	3,437	3,422	3,438	3,444	3,347	3,239	3,064	3,190	3,079	2,904	2,790	2,883
	R8.3対比		-15	16	6	-97	-76	-175	126	-111	-175	-114	93
小計	卒業者数	5,416	5,378	5,426	5,361	5,290	5,068	4,880	4,954	4,812	4,569	4,392	4,339
	前年度対比		-38	48	-65	-71	-151	-188	74	-142	-243	-177	-53
	R8.3対比					-71	-293	-481	-407	-549	-792	-969	-1,022
鈴鹿	卒業者数	2,221	2,413	2,268	2,267	2,223	2,090	2,086	2,052	1,869	1,770	1,810	1,714
	前年度対比		192	-145	-1	-44	-1	-4	-34	-99	-40	-96	
	R8.3対比					-44	-177	-181	-215	-398	-497	-457	-553
津	卒業者数	2,655	2,636	2,527	2,537	2,454	2,372	2,296	2,273	2,215	2,180	2,029	1,931
	前年度対比		-19	-109	10	-83	-81	-76	-23	-58	-35	-151	-98
	R8.3対比					-83	-165	-241	-264	-322	-357	-508	-606
伊賀	卒業者数	1,421	1,408	1,451	1,366	1,389	1,291	1,209	1,184	1,148	1,059	1,003	926
	前年度対比		-13	43	-85	23	-66	-82	-25	-36	-89	-56	-77
	R8.3対比					23	-75	-157	-182	-218	-307	-363	-440
小計	卒業者数	6,297	6,457	6,246	6,170	6,066	5,753	5,591	5,509	5,232	5,009	4,842	4,571
	前年度対比		160	-211	-76	-104	-148	-162	-82	-277	-223	-167	-271
	R8.3対比					-104	-417	-579	-661	-938	-1,161	-1,328	-1,599
松阪	卒業者数	1,934	1,856	1,879	1,811	1,800	1,571	1,611	1,629	1,602	1,485	1,523	1,356
	前年度対比		-78	23	-68	-11	-189	40	18	-27	-117	38	-167
	R8.3対比					-11	-240	-200	-182	-209	-326	-288	-455
伊勢	卒業者数	1,925	1,727	1,753	1,722	1,714	1,568	1,591	1,536	1,438	1,346	1,382	1,234
	前年度対比		-198	26	-31	-8	6	23	-55	-98	-92	36	-148
	R8.3対比					-8	-154	-131	-186	-284	-376	-340	-488
尾鷲	卒業者数	220	213	181	197	195	165	139	153	136	129	127	113
	前年度対比		-7	-32	16	-2	13	-26	14	-17	-7	-2	-14
	R8.3対比					-2	-32	-58	-44	-61	-68	-70	-84
熊野	卒業者数	263	260	233	250	238	252	199	251	178	215	154	151
	前年度対比		-3	-27	17	-12	12	-53	52	-73	37	-61	-3
	R8.3対比					-12	2	-51	1	-72	-35	-96	-99
小計	卒業者数	4,342	4,056	4,046	3,980	3,947	3,556	3,540	3,569	3,354	3,175	3,186	2,854
	前年度対比		-286	-10	-66	-33	-158	-16	29	-215	-179	11	-332
	R8.3対比					-33	-424	-440	-411	-626	-805	-794	-1,126
県内合計	卒業者数	16,055	15,891	15,718	15,511	15,303	14,377	14,011	14,032	13,398	12,753	12,420	11,764
	前年度対比		-164	-173	-207	-208	-457	-366	21	-634	-645	-333	-656
	R8.3対比					-208	-1,134	-1,500	-1,479	-2,113	-2,758	-3,091	-3,747

16 子どもの自死予防のための動画教材の活用について

1 現状と課題

近年、児童生徒の自死者数は増加傾向にあり、本年3月に厚生労働省と警察庁から発表された「令和7年中における自殺の状況」では、全国の小中高生の自死者数は538人となり、統計を取り始めた昭和53年以降で最多となっています。また、前回の発表から、都道府県別人数や校種別・男女別人数も3人以上の場合は公表されるようになり、本県における令和7年中の小中高生の自死者数は10人で、全員が高校生（男性4人・女性6人）であることが公表されました（令和6年中の小中高生の自死者数は8人で、うち高校生男性が4人と公表。高校生男性以外は、校種・男女別人数が2人以下のため非公表）。

本県においても児童生徒が自死する事案が毎年発生しており、深刻な状況が続いています。

【全国の児童生徒月別自死者数】

（単位：人）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和3年	45	37	41	37	49	41	43	38	37	28	48	29	473
令和4年	42	29	48	31	40	62	39	44	57	37	41	44	514
令和5年	43	24	27	53	39	38	43	52	54	61	37	42	513
令和6年	42	43	28	47	42	53	49	40	59	45	49	32	529
令和7年	51	36	36	33	47	43	48	45	62	52	50	35	538
平均	44.6	33.8	36.0	40.2	43.4	47.4	44.4	43.8	53.8	44.6	45.0	36.4	513.4

（出典）「令和7年中における自殺の状況」（厚労省・警察庁）

【三重県の児童生徒自死者数（校種・男女別人数）】

※ 各欄の数値が2人以下の場合、該当部分の数値を非公表としています

	小学生		中学生		高校生		計
	男	女	男	女	男	女	
令和6年	非公表	非公表	非公表	非公表	4	非公表	8
令和7年	非公表	非公表	非公表	非公表	4	6	10

（出典）「令和7年中における自殺の状況」（厚労省・警察庁）

2 動画教材作成の趣旨および活用について

子どもは大人に比べて衝動性が高く、一度思い詰めると行動に移しやすい傾向があります。また、子どもの悩みに周囲が気づけていなかったり、子どもが一人で悩みを抱えているなど、心理的に孤立している場合があります。学校における自死予防教育の目標は、「自他の心の危機に気づく力」と「相談する力」を身につけることの二点です。三重県教育委員会では、子どもがSOSを出せるようにすることや、周囲にいる大人や子どもの誰もがそのSOSに気づき寄り添うことができるよう、令和7年7月、子どもの自死予防のための動画教材を作成しました。

引き続き、本動画教材を活用した子どもの自死予防に向けた取組を一層推進していただきますようお願いします。

3 動画教材の内容

県立こころの医療センター監修のもと、中高生、教職員、保護者のそれぞれが自死予防について学ぶことができる内容となっています。

(1) 中高生向け授業用動画（４０分）

- 悩みを抱えたときに、家族や教職員など身近な大人にＳＯＳを出すことができるようにするとともに、友人のＳＯＳに気づいたときにも、一人で抱え込まずに大人につなぐことを学ぶ。
- 授業での活用を想定。動画のシーンをもとに生徒同士が意見交換し、他者の意見から新たな気づきを得たり、より理解を深められる構成となっている。

(2) 教職員向け研修動画（４０分）

- 中高生の自死の原因や動機を知り、子どものＳＯＳに気づく感度を高めるとともに、医療機関や児童相談所、警察などの関係機関と連携した対応を学ぶ。
- 教職員研修での活用を想定。教職員がねらいに沿った授業ができるよう、授業用指導書やワークシート等も提供する。

(3) 保護者向け啓発動画（１５分）

- 子どもの悩みについて知るとともに、ＳＯＳに気づいたときに家族で抱え込まずに学校や医療機関等に相談することを学ぶ。
- 保護者等が自宅で動画を観たり、ＰＴＡ総会等での啓発に活用することを想定。また、ホームページから補助資料のダウンロードもできる。

4 動画教材の提供

○県教育委員会のホームページにて、全ての動画が視聴できます。

(検索方法) 「三重県 自死予防動画教材」 で検索いただき、
「子どもの自死予防のための動画教材および補助教材を作成しました
－ 三重県庁」のホームページ下部にあるリンクからご視聴ください。

(U R L) https://www.pref.mie.lg.jp/SEISHI/HP/m0206900039_000010002.htm



17 学校教育活動等における熱中症事故の防止について

1 児童生徒の熱中症対策の確認・徹底について

近年、気候変動等の影響により、熱中症による死亡者数や救急搬送者数が増加傾向となっており、学校管理下（登下校中を含む）における熱中症は、令和7年には全国で2,813件が確認されています。

今年の夏は全国的に気温が高いと予想されていることから、それほど気温の高くない時期から適切な措置を講ずることや、活動の場所や種類にかかわらず暑さ指数（WBGT）に基づいて活動実施を判断すること、その他、熱中症事故防止に関して児童生徒等へ適切に指導を行うこと等が必要です。

各学校において以下の内容も参考にしながら、熱中症事故の防止について引き続き適切に対応いただきますよう、お願いいたします。

（1）学校管理下における熱中症対策の留意点

①熱中症事故を防止するための環境整備等について

- ・ 活動中やその前後に適切な水分・塩分補給や休憩ができる環境を整える。
- ・ 暑熱順化（暑さに徐々に慣らしていくこと）は有効であることから、暑さに慣れるまでの順化期間を設ける等、適切に取り入れる。
- ・ 学校施設の空調設備を適切に活用する。
- ・ 気温だけで判断することなく、活動の前や活動中に暑さ指数（WBGT）を計測し、熱中症事故の危険度の把握を行う。（※1）

②各種活動実施に関する判断について

- ・ 暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者及び伝達方法を、各学校における危機管理マニュアル等において予め具体的に定め、教職員間で共通認識を図る。
- ・ 暑さ指数（WBGT）等に基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、児童生徒等の様子をよく観察し、熱中症事故の防止に万全を期す。

③児童生徒等への熱中症防止に関する指導について

- ・ 登下校時を含め、児童生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導する。
- ・ 保護者に対しても熱中症対策についての情報提供を行う等、必要な連携を図る。

（2）県教育委員会の対応

熱中症特別警戒アラートも含めた県の対応方針を作成し、県立学校に対して別紙参考資料のとおり通知するとともに、市町教育委員会にも参考送付を行っています。（令和6年6月13日、令和8年5月11日に送付）

(3) 市町等教育委員会への依頼事項

市町等教育委員会におかれましては、暑さ指数（WBGT）に基づいた活動実施の判断を適切に行うよう、県の対応方針等（※2）も参考に、管内小中学校における対応方針を検討し、備えを進めていただきますようお願いいたします。

また、熱中症警戒アラート発表時の対応方針につきましても、あわせて検討を進めていただきますよう、お願いいたします。

- ※1 暑さ指数（WBGT）は、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、熱収支に与える影響の大きい気温、湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、風の要素を取り入れた指標です。熱中症で救急搬送される人の数は、気温のみの場合よりも、暑さ指数（WBGT）を用いた場合の方がより関連していることが知られています。

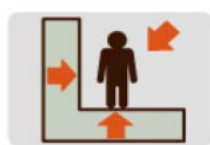
暑さ指数（WBGT）の算出

WBGT（屋外）＝ 0.7 × 湿球温度 ＋ 0.2 × 黒球温度 ＋ 0.1 × 乾球温度

WBGT（屋内）＝ 0.7 × 湿球温度 ＋ 0.3 × 黒球温度



7
湿度の効果



2
輻射熱の効果



1
気温の効果

○乾球温度：通常の温度計が示す温度。いわゆる気温のこと。

○湿球温度：温度計の球部を湿らせたガーゼで覆い、常時湿らせた状態で測定する温度。湿球の表面では水分が蒸発し気化熱が奪われるため、湿球温度は下がる。空気が乾燥しているほど蒸発の程度は激しく、乾球温度との差が大きくなる。

○黒球温度：黒色に塗装された薄い銅板の球（中空、直径150mm、平均放射率0.95）の中心部の温度。周囲からの輻射熱の影響を示す。

図の出典：環境省

※2 暑さ指数（WBGT）に基づいた県の対応方針等の概要

暑さ指数(WBGT)	目安	県の対応方針、熱中症予防運動指針
35以上 (熱中症特別警戒アラート相当)	危険	・原則として休校 ・各種行事について原則として中止・延期
33以上 (熱中症警戒アラート相当)		・運動以外の活動について、場所や内容の変更、中止・延期を検討
31以上		・運動は中止
28～31	厳重警戒	・必要に応じて運動は中止
25～28	警戒	・警戒(積極的に休憩)
21～25	注意	・注意(積極的に水分補給)

2 職場における熱中症対策の強化について

全国で、職場における熱中症による死亡者は3年連続で年間 30 人を超えており、その約7割は屋外作業であったことから、今後、気候変動の影響により、更なる増加が懸念されています。また、熱中症による死亡災害の原因のほとんどが「初期症状の放置、対応の遅れ」によるものとなっています。

こうした傾向をふまえ、熱中症のおそれがある労働者の早期発見や重篤化防止のため、労働安全衛生規則が改正され、「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられました。

(1) 改正の概要

①対象となる作業

「暑さ指数（WBGT）28 以上又は気温 31 度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業」が熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業として示されました。

②義務付けられる対応

・早期発見のための「体制整備」

事業者は、熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業を行うときは、異常を早期に発見するため、作業従事者が熱中症の自覚症状がある場合や作業従事者が熱中症による健康障害を生じた疑いがあることを見つけた場合に、その旨を報告させるための体制を整備しなければなりません。

・重篤化を防止するための「手順作成」

事業者は、熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業を行うときは、作業中止、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症の症状の重篤化を防ぐために必要な措置の内容及びその実施手順をあらかじめ定めなければなりません。

・「関係者への周知」

事業者は、上記の「体制」及び「手順」について作業従事者へ周知しなければなりません。

(2) 県教育委員会の対応

この度の規則改正をふまえ、県立学校に対して次のとおり対応方針を通知しました。

①該当作業の有無の確認

所属内の作業で、上記「(1) 改正概要」にある、熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業の有無について確認する。

②「体制整備」、「手順作成」及び「関係者への周知」

①の該当作業があると考えられる場合は、「(1) 改正概要」をふまえ、所属の対応計画を作成するとともに、職員に周知をする。

(3) 市町等教育委員会への依頼事項

令和7年5月22日付けにて規則改正に関する総務省からの通知を市町等教育委員会へ共有させていただくとともに、令和7年6月5日付けにて県立学校への通知を参考送付させていただきました。市町等教育委員会におかれましては、職員が熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際には、熱中症による重篤化を防止するため、法令等に基づき、学校の実態に即した適切な対応をお願いいたします。

児童生徒等の熱中症事故を防ぐためには、それほど気温の高くない時期から適切な措置を講ずること、暑さ指数に基づいて活動実施を判断すること、児童生徒等へ事故防止に関して指導すること等が重要であり、こうした点も含め各学校や学校設置者等において御留意いただきたい点を周知します。

8 教 参 学 第 1 号
令和 8 年 5 月 8 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課 御中
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
中 園 和 貴
文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 教 育 課 程 課 長
武 藤 久 慶
ス ポ ー ツ 庁 政 策 課 長
大 杉 住 子
ス ポ ー ツ 庁 地 域 ス ポ ー ツ 課 長
鈴 木 文 孝

学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）

日頃より学校教育活動等における事故防止に御尽力いただき御礼申し上げます。

さて、令和7年度の夏の気温は、気象庁による1946年の統計開始以降、北・東・西日本で歴代1位（参考1）となり、日本国内での熱中症による救急搬送人員（全年齢）は100,510人（参考2）となりました。また、こうした状況において、独立行政法人日本スポーツ振興センターの調査によれば、学校の管理下（登下校中を含む）における熱中症は2,813件（参考3）が確認されています。

今年の夏は全国的に気温が高い（参考4）と予想されており、学校において健康被害を防ぐため、教職員や部活動の指導者等で共通認識を図りながら、それほど気温の高くない（25～30℃）時期から適切な措置を講ずることや、活動の場所や種類にかかわらず暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）に基づいて活動実施を判断すること、その他、熱中症事故防止に関して児童生徒等へ適切に指導を行うこと等が必要です。

こうした点を含め、下記のとおり各学校や学校設置者等において御留意いただきたい点を周知しますので、熱中症事故の防止について引き続き適切に対応いただきますようお願いします。熱中症対策に関連して、児童生徒等が水筒を持ち歩く際の事故に関する注意喚起資料（消費者庁作成）（別添1）をお送りしますので、併せて御確認願います。

また、本通知には「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月追補版）」を添付していますが、この中には各学校における熱中症事故対策のポイントを整理・確認することに役立つチェックリスト（別添2）を収録していますので、効果的に活用いただきますよう重ねて願います。

なお、熱中症事故の防止について、学校等において理解を深めるための研修会等を実施する際、医学的な見地について、学校の設置者から各地の医師会に対して協

力依頼があった場合には積極的に対応いただけるよう、文部科学省から公益社団法人日本医師会へ依頼していることを申し添えます。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学法人担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、設置する学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、周知されるようお願いします。

なお、学校における働き方改革の観点から、別添2のチェックリストを効果的に周知・活用いただくなど、貴課において必要に応じて適切に御対応いただけますと幸いです。

記

1. 熱中症事故を防止するための環境整備等について

- ・ 活動中やその前後に適切な水分・塩分補給や休憩ができる環境を整えること。
- ・ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、速やかに体を冷却できるように備えるとともに、ためらうことなく一次救命処置（AEDの使用を含む）や救急要請を行うことのできる体制を整備すること。
- ・ 学校施設の空調設備を適切に活用すること。
- ・ 普通教室、特別教室、体育館など場所により空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること。
- ・ 室内環境の向上を図る上では、空調、建物の断熱・気密性能の向上、必要な換気を組み合わせることが有効であり、「環境を考慮した学校施設づくり事例集」（令和2年3月）を参考にしつつ、施設・設備の状況に応じて、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫をすること。
- ・ 幼児等が送迎用バスに置き去りにされた際、命の危険に関わる熱中症事故のリスクが極めて高いことに十分留意し、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故を防止すること。なお、送迎用バスに設置された安全装置については、あくまでヒューマンエラーの防止を補完するものであるということを十分理解し、置き去り防止について万全を期すこと。
- ・ 学校の管理下における熱中症事故は、多くが体育・スポーツ活動中に発生しているが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生していることにも十分留意すること。
- ・ 休業日明け等の子供たちの体がまだ暑さや学校における様々な活動等に慣れていない時期は熱中症のリスクが高いことや、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により熱中症事故が発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わず熱中症事故防止のための適切な措置を講ずること。
- ・ 熱中症対策には、暑熱順化（暑さに徐々に慣らしていくこと）も有効であることから、暑熱ストレスが高くない時期から、暑さになれるまでの順化期間を設ける等、適切に取り入れること。（暑熱順化を含むスポーツ活動における熱中症事故のポイントについては別添3を参照）
- ・ 活動の前や活動中に暑さ指数を計測する等し、熱中症事故の危険度の把握に努めること。（暑さ指数に応じた活動実施の目安の例は別添4を参照）
- ・ 運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、特に教職員等の体制が普段と異なる環境で活動する際には、事故防止の取組や緊急時の対応について、児童生徒等も含めた事前の確認及び備えをしておくこと。

- ・ 児童生徒等のマスクの着用に当たっては、熱中症事故の防止に留意すること。

2. 各種活動実施に関する判断について

熱中症防止のためには、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者及び伝達方法を、各学校における危機管理マニュアル等において予め具体的に定め、教職員間で共通認識を図ることが重要です。なお、熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数を用いることが有効です。（別添4）

暑さ指数は、環境省の「熱中症予防情報サイト」で地域ごとの実況値・予測値を確認することができます。また、同サイトでは、環境省による熱中症警戒アラート（暑さ指数予測値に基づき、前日17時及び当日5時頃、熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合（暑さ指数が33を超える場合）に発表）や熱中症特別警戒アラート（暑さ指数予測値に基づき、前日14時頃、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合（暑さ指数が35を超える場合）に発表）の発表状況等も確認することができます。

なお、域内の暑さ指数の実況値・予測値、熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートの発表の有無にかかわらず、実際に活動する場所における熱中症の危険度を、暑さ指数等を活用して把握し、適切な熱中症予防を行うことが重要であるにことに十分留意してください。

環境省と文部科学省では、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を令和3年5月に、この手引きの追補版を令和6年4月に共同で作成しています。これらの資料の詳細は後述（5.）します。

また、スポーツ活動における熱中症事故の防止については、公益財団法人日本スポーツ協会が「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」を改訂するとともに、令和8年1月にスポーツ庁において「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」を取りまとめています。

これらの資料を活用するなどし、各種活動の実施等に関して適切に判断いただくようお願いします。

なお、暑さ指数に基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、児童生徒等の様子をよく観察し、熱中症事故の防止に万全を期していただくようお願いします。

3. 児童生徒等への熱中症防止に関する指導について

熱中症を防止するためには、登下校時を含め、児童生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導することが必要です。以下のような点をはじめとして、児童生徒等への指導について御留意いただくようお願いします。

- ・ 暑い日には帽子等により日差しを遮ること、通気性・透湿性の悪い服装等を避けること
- ・ 運動するときはその前後も含めて適切に水分を補給し休憩をとること、汗をかく際には水分とともに塩分も失われるため、塩分タブレットや塩分を含む飲料水などを用いて水分だけでなく塩分も補給すること、児童生徒等自身でもよく体調を確認し、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員に申し出ること
- ・ 児童生徒等同士で互いに水分・塩分補給や休憩の声掛け等を行うこと

- ・ 児童生徒等の腹部に水筒がある状態で転倒した場合、内臓を損傷する等重篤な事故が発生するリスクがあること等を踏まえ、①水筒はなるべくカバン等に入れて腹部に抱えないようにすること、②水筒を首や肩にかけた状態で走らないこと、③活動の際には水筒を置くようにすること（詳細は別添1のとおり）
 - ・ 運動等を行った後は、気象状況も踏まえつつ、十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動（登下校を含む）を行うこと
 - ・ 体調不良等により下校やその他活動が困難だと感じた場合にはためらうことなく教職員等に申し出ること
- なお、児童生徒等への熱中症防止に関する指導の観点から、保護者に対しても熱中症対策についての情報提供を行う等、必要な連携を図るようお願いします。

4. 休業日等の取扱いについて

休業日等については、別添5の関連規定等を踏まえ、次の（１）及び（２）を参考として、適切に御対応いただくようお願いします。

- （１）各学校設置者及び学校等におかれては、気象状況等や学校施設（普通教室、特別教室、体育館等）における空調設備の有無等を踏まえ、児童生徒等の健康確保に十分配慮した上で、必要に応じて、夏季における休業日延長又は臨時休業日の設定、それに伴う冬季、学年末及び学年始休業日の短縮等をはじめとした対応について検討すること。
その際、本通知末尾の各省庁等のサイトの情報等も参考とし、学校及び地域の実態等を踏まえて判断すること。
- （２）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることに留意すること。

5. 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月追補版）について

環境省・文部科学省は、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症対策に係る学校向けの熱中症対策ガイドライン等の作成・改訂に資することを目的として、令和3年5月に「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（以下、「手引き」という。）」を作成しました。

令和6年4月には、当初版の手引きを作成してから約3年が経過し、気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行されるなど、熱中症対策をめぐる状況について動きがあったことを踏まえ、その内容を一部追補する資料を取りまとめました。

追補版は、気候変動適応法等の一部を改正する法律の施行による制度の概要や最近の事故事例及び教訓、学校等における熱中症事故対応に関する事例を掲載するとともに、各学校等における熱中症事故防止に必要な取組や留意点が一覧できるチェックリストを収録しています。（別添2）

各学校設置者におかれては、本追補版の内容や地域の特性等を踏まえつつ、設置する学校等において熱中症対策の推進が図られるよう、よろしくお取り計らいいただきますようお願いします。

【学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き・チェックリスト】

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

【参考サイト】

○文部科学省・スポーツ庁

- ・熱中症・水難事故防止関連情報

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html>

- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引き

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyu_all.pdf#page=24

- ・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/kikikanri-all.pdf#page=49>

- ・環境を考慮した学校施設づくり事例集

<https://edpdata.nier.go.jp/research/dataset/2d2218b2-3047-4dd6-845f-97a273aa03d2/resource/047c3583-a077-41a4-b802-eae99e4fee65/download/環境を考慮した学校>

- ・運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善ガイドライン（試行版）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1372002.htm

- ・スポーツにおける熱中症 対策&予防編

https://www.youtube.com/watch?v=2i_8TSuteY0

- ・スポーツにおける熱中症 対策&対処法編

<https://www.youtube.com/watch?v=c8IVgIjC22k>

○環境省

- ・熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

- ・「熱中症環境保健マニュアル ～総論～」（2025 年 7 月版）

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual_ov.php

- ・「熱中症環境保健マニュアル 2022」（令和 4 年 3 月改訂）

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・熱中症の予防（学校等での事故防止対策集）

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx#heat

○公益財団法人日本スポーツ協会

- ・熱中症を防ごう

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html#04>

【担当】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 学校安全係

電話：03-6734-2966

18 部活動における事故防止について

1 現状と背景

学校教育活動における児童生徒の安全確保は、すべての教育活動の基盤となる重要な事項です。とりわけ、部活動をはじめとする体育的活動においては、活動内容や実施環境によって、熱中症、落雷、心停止、水難事故など、生命や身体に重大な影響を及ぼす事故が発生するおそれがあります。

事故防止に当たっては、個々の指導者や教職員の経験や指導のみに依拠するのではなく、各学校等において安全管理体制や対応手順をあらためて確認し、事故の未然防止と緊急時対応の実効性を高めていくことが求められます。

2 事故防止に関わる主な通知文（以下通知文は、各市町等教育委員会宛に通知しています。）

- ・「部活動の遠征等における安全確保について」
(令和8年5月19日、スポーツ庁等通知)
- ・「学校教育活動等における熱中症事故の防止について」
(令和8年5月8日、文部科学省等通知)
- ・「水難事故防止に係る農林水産省、国土交通省及び海上保安庁の取組について」
(令和8年4月21日、文部科学省通知)
- ・「学校における体育活動中の体罰・ハラスメント等の根絶及び事故防止について」
(令和8年3月31日、スポーツ庁通知)
- ・「落雷事故の防止について」
(令和7年4月11日、文部科学省等通知)

3 市町等教育委員会への依頼事項

市町等教育委員会におかれましては、域内の学校の状況をあらためて確認いただき、部活動を含む体育的活動における安全確保の一層の充実に向け、次の事項に留意した取組が図られるようお願いいたします。

○ 安全管理体制及び計画の点検

域内の学校において、安全管理に関する体制や計画が整備され、実情に応じて適切に運用されているかの確認。

○ 研修機会の確保

指導者及び教職員を対象として、救命救急講習（BLS）や事故防止、安全管理に関する研修の計画的な実施・受講の促進。※BLS: Basic Life Support（一次救命処置）

○ 保護者等への周知

安全管理に関する基本的な考え方や対応について、保護者等へ周知し、学校・家庭が連携して児童生徒の安全を見守る体制づくり。

なお、本内容につきましては、部活動の地域展開担当課とも情報を共有していただくようお願いいたします。

三重県ライフジャケットレンタルステーション

だれでも！
いつでも！

どこへでも！

水辺の活動で使うだけでなく、有事に備えてライフジャケットの着用体験にも使っていたいただけます！

着衣水
泳で...

池の観察
で...

防災体験
で...



©子どもたちにライフジャケットを！



三重県立熊野少年自然の家
三重県ライフジャケットレンタルステーション

○ライフジャケットのサイズ

身長105cm－125cmサイズ

(15着)

身長125cm－155cmサイズ

(35着)

○貸出方法

- ・貸出申請書（様式1）を、熊野少年自然の家に提出する。
- ・郵送または三重交通Gスポーツの杜

鈴鹿・熊野少年自然の家にて引渡し。

○貸出期間

原則として1週間以内

○貸出対象

- ・三重県内に在住、在学する幼児、児童、生徒の引率・監督する団体
- ・三重県内に在住、在学する幼児、児童、生徒の保護者または引率・監督する成人

○お問い合わせ先

三重県立熊野少年自然の家
(熊野市金山町1577)

TEL：0597－89－3340

FAX：0597－89－3387

E-mail：uketsuke@kuma-sho.com

三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課 社会教育班
TEL：059－224－3322

20 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について

1 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について

県教育委員会では、令和4年4月27日付文部科学省通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」に基づき、授業時数など適切に実施すること等を依頼してきたところです。

令和7年9月、文部科学省より、特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について徹底するよう改めて指示があったことから、11月に各市町等教育委員会担当課長宛てに通知（別紙1）を発出し、令和8年度開始までに対応を依頼しました。

2 通知の概要について

通知の概要は以下のとおりです。

- ・特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- ・特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討するべきであること。
- ・ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている場合や病弱の児童生徒の病状が学期途中で改善した場合等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

3 運用状況調査の結果について

令和8年5月に運用状況等に関する県独自調査を実施しました。結果は以下のとおりです。

		小学校	中学校
(1)	特別支援学級在籍者数（第6学年児童数／第3学年生徒数）	811人	650人
(2)	(1)のうち、交流及び共同学習が週当たり15時間以上である人数	90人 (11.1%)	124人 (19.1%)
(3)	(2)のうち、適切ではない運用がなされている人数	12人 (1.5%)	3人 (0.5%)

交流及び共同学習が週当たり15時間以上である主な理由は、中学校や高等学校への進学タイミングで通常の学級への学びの場の変更を検討しているためでした。一部、適切ではない運用がなされている主な理由として、以下の内容が挙げられました。

- ・児童が同学年の友だちと交流することで、社会性やコミュニケーション能力の育成、集団生活への適応を図っているため。
- ・特別支援学級担任等の教員がT2として支援しながら個々の目標に従い交流及び共同学習に取り組んだ方が、学習効果が高いため。
- ・本人および保護者の希望のため。

4 今後について

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用の徹底について、引き続き周知を図るとともに、適切ではない運用状況について改善を依頼します。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日

各市町等教育委員会担当課長 様

三重県教育委員会事務局
特別支援教育課長
教職員課長

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（依頼）

このことについて、県教育委員会では、令和 4 年 4 月 2 7 日付文部科学省通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」に基づき、授業時数など適切に実施すること等を依頼してきたところです。

このたび、令和 7 年 9 月、文部科学省より、特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について徹底するよう改めて指示がありました。

つきましては、下記の事項について改めてご確認いただくとともに、通知内容の趣旨をふまえ、令和 8 年度開始までには適切な運用の徹底をお願いいたします。

このことについては、令和 8 年度当初に運用状況等を調査させていただくことを想定しています。詳細は改めてお知らせいたします。

なお、「特別支援が必要な児童生徒への通級指導教室及び特別支援学級における教育について」（令和元年 1 0 月 1 8 日付三重県教育委員会事務局教職員課長・特別支援教育課長通知）は廃止します。

記

- ・特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。
- ・特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- ・ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている場合や病弱の児童生徒の病状が学期途中で改善した場合等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

○ 送付文書

- ・特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）（写）
- ・特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）Q & A

※令和元年10月18日付通知では、「特別支援学級での授業時数は、通級指導による授業時数の上限である週8単位時間を超える時間数を目安とする」としていましたが、上記令和4年4月27日付文部科学省通知により「原則として週の授業時数の半分以上を目安とする」と示され、令和4年6月6日付三重県教育委員会「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（依頼）」により、文部科学省通知をふまえていただくよう依頼しているところです。

※通知内容については特別支援教育課まで、特別支援学級等の設置については教職員課までお問い合わせください。

【事務担当】

県教育委員会事務局

特別支援教育課 上嶋 早苗 TEL 059-224-2961

教職員課小中学校人事班 岡野 宗介 TEL 059-224-3040